

平成28年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年 3月 2日
本日の会議 平成28年 3月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
係 長 細田 浩子 君 主 事 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

10番 岩永 政則 議員

11番 喜々津 英世 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時10分

平成28年第1回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成28年 3月 7日（月）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	1	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	—
3	2	長与町職員の退職管理に関する条例	※総文
4	3	長与町行政不服審査会条例	※総文
5	4	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	※総文
6	5	長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	※総文
7	6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	7	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
9	8	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
10	9	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
11	10	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
12	11	長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
13	12	土地の取得について	※産厚
14	13	平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
15	14	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
16	15	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
17	16	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
18	17	平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	※産厚
19	18	平成28年度長与町一般会計予算	※総文

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、安部都議員の①障害福祉行政について、②若者たちの投票率向上を図るための施策についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さん、おはようございます。明日は世界女性デーです。女性が初めて参政権を勝ち取った日です。長崎県の女性議員は全国でも最下位ですが、本町におきましては25%と全国でも誇れる比率でありますので嬉しく思います。それでは最終日の質問を行います。

① 障害福祉行政について。

グランドデザインに基づく障害者自立支援法が成立後、障がい者から障がい者を締めつける法律として不満の声が上がり、その後、障害者総合支援法に名称変更となり、3年が経過しました。現在、厚生労働省部局会議において新たに障害者総合支援法の改正案が見直しされる予定であります。また、今年4月より障害者差別解消法が施行されます。長崎県では法律より先に全国で7番目に障害者差別禁止法の条例が施行されました。本町では、第4期障害福祉計画が平成27年度より3年間の予定で計画されております。本町の身体障害者手帳等交付数は、平成27年3月末で1,931名となり、人口の4.56%に相当し、年々増加傾向にあります。法の改正に伴い、障がい者への偏見差別がなくなることへの多くの当事者からの期待の声が上がっております。以上により、新法施行、法改正に伴う総合的観点から、以下の質問を行います。

(1) 障害者差別解消法の施行に伴い、障がい者への偏見、差別是正のための本町の対応策についてどう考えるのでしょうか。

(2) 障がい者が障がいのない人と同等の権利を行使することや、機会、待遇を受けられるための具体的対策はあるのでしょうか。

(3) 障害者虐待防止法施行後の本町の現状と取り組みはどうでしょうか。

(4) 障がい者の貧困が問題視されておりますが、それを回避するための就労支援対策はあるのでしょうか。

(5) 65歳を境に介護保険サービスに移行します。移行による65歳問題が発生いたします。全国的に高齢障がい者の負担が大きくなっております。これについての見解をお伺いいたします。

②若者たちの投票率向上を図るための施策について。

今夏の参議院選挙より選挙権年齢の引き下げが行われます。それに伴い若い世代の政

治に関心を持ち、投票率増加につなげたいと思います。先日開催された子ども議会も、大いに子どもたちに政治に関心を持たせる、主権者教育の一助となったに違いありません。議会や行政をもっと身近な存在として、町民に関心を持ってもらうために、若者への政治参加と投票率向上につながる新しい取り組みはないか、お伺いいたします。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。

それでは今日最初の質問者であります安部議員のですね、ご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。なお、2番目のご質問につきましては所管をしております選挙管理委員会から回答いたしますので、私の方からは、1番目のご質問でございます障害者への偏見・差別是正の対策についてお答えをさせていただきます。

まず、障害者差別解消法というのは、障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別の解消を推進することによりまして、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生共存する社会の実現を目指す目的で「障害者差別解消法」が制定されたわけでございます。差別を解消するための対応策といたしましては、まずは啓発を行うことが大変重要であると捉えております。第一義的には国が啓発及び知識の普及を図るための取り組みを行うこととされておりますけれども、本町におきましても、広報・ホームページによる周知をはじめ、町内事業者に対しましては商工会を通じまして、地域住民の相談役である民生委員さんに対しましては定例会の際に、それぞれリーフレットを配布し啓発に努めておるところでございます。そして職員に対しましては、ポータルサイトにて周知を図っておりますが、全職員を対象とした職員研修の中で再度、周知を行う予定となっておりますのでございます。

次に2点目の同等の権利行使や、機会、待遇を受けるための具体策につきましてでございますけれども、区別、差別などの不均等待遇を行わないこと、また、合理的配慮を怠らないことであると捉えております。県では、国に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が制定されておりまして、既に施行されているところでございます。そこで60件を超える相談が寄せられているとのことですので、具体的な相談内容等についてはご教示をいただき、本町におきましても不均等待遇や合理的配慮を怠ることがないよう努めていきたいと考えております。

次に3点目の障害者虐待防止法施行後の本町の現状と取り組みについてというご質問でございます。障害者虐待防止法施行後の本町の現状といたしましては、25年度に通報が6件、うち5件を虐待として対応をしております。26年度は4件の通報のうち3件を虐待として対応をしておるわけでございます。25年度から合わせて8件の虐待対

応を行ってきたわけですが、通報者の内訳は、施設等職員が5件、本人からが2件、地域住民からが1件となっております。虐待の内容につきましては、身体的虐待が5件、心理的虐待が1件、経済的虐待が2件となっております。いずれも通報があった際には、関係者におきまして個別ケース会議を開催をいたしまして、虐待者への指導を行い、改善に努めておるところであります。なお、27年度につきましては、現在のところ新規の虐待通報はあってないところでございます。

次に、4点目の就労支援対策のご質問でございますけれども、障害者総合支援法の中に就労移行支援サービス、そして就労継続支援サービスがございます。就労移行支援サービスは、就労を希望する方に就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習など一定期間、支援計画に基づきまして行っておるところであります。また、就労継続支援サービスにつきましては、一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場所の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行っております。他にも県におきまして、就労に向けた職場実習の斡旋、就職活動の支援、さらには就職後の定着支援など、障害者雇用の促進及び職業の安定を図るための取り組みが行われております。また、障害者が働きやすい職場環境整備のために、障害者雇用制度が改正をされまして、雇用分野におきましても、本年4月から障害者に対する差別の禁止や障害者に寄り添った合理的配慮の提供が事業主に義務化されていることになっておるところであります。

次に、5点目の65歳問題についての見解でございます。障害者の自立支援給付と介護保険制度との適用関係につきましては、基準等によって一律に判断することなく、利用者個々の実態に即した弾力的な対応が求められております。65歳以上で障害福祉サービスの利用を希望される方の意向を十分に聞き取りをした上で、これまで受けてこられた障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより、適切な支援を受けることが可能かどうかを判断することとなっております。具体的には、介護保険法の規定によりまして、保険給付が受けられない場合、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合、また要介護認定を受けた結果、支給限度基準額ではこれまで利用可能であったサービスが減少する場合等々に柔軟に対応が求められているところであります。65歳を境に介護保険サービスに完全移行しないような処置がとられておりますので、いわゆる65歳問題として懸念されているサービスの低下は発生しないもの捉えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壮太郎君）

皆さんおはようございます。それでは、安部都議員の②若者たちの投票率向上を図るための施策についての質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、主権者教育の中で、若い世代のうちから政治や選挙への関心を高めるための取り組みがなされており、本町におきましても、先月19日、長与北小学校で6年生を対

象に模擬選挙が実施され、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会も参画をさせていただいた所でございます。この小学校6年生の子供たちも、あと6年したら新有権者になるということでございまして、非常に勉強をしていただいたかと思えます。また、選挙管理委員会といたしましても若者の投票率向上には今後も関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。また、本年2月、明るい選挙推進協議会の委員に新有権者2名を委嘱したところでございます。今後、若い方の意見を伺いながら、啓発活動を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、それでは再質問をさせていただきます。

今回の新法の施行ですね、これは障害者基本法第4条の差別の禁止を実現するための実定法であります。人権的側面からあらゆる場面での重要な要素となっております。本町におきましては、今後この新法律におきましての課題ということをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

障害者差別禁止法における、本町における課題ということでございますけれども、この障害者差別禁止法が制定をされました背景といたしますが、一般の住民の方がですね、差別禁止と言われても一体どういうことが差別にあたるのかがよくわからないということですか、知らないうちにやってしまったことっていうものが、そこまでが罰を受けるのかっていうところが、住民の方の不安を招いているというところです。そしてまた障害のない人が障害について知ること、理解すること、これが非常に大切だということで、今回障害者差別禁止法という形で、皆さんが思ってたっしやる障害者の差別というのが一体何だろうというところの基準といたしますか、物差しをつくったのがこの法律だと思っております。ですからこの法律を有効に活用するためにも、活かすためにもですね、まずは住民の方へしっかりと周知を行うこと。そしてその対応する行政につきましては義務化をされたわけですから、職員に対しましては今周知を図っているところではありますけれども、定期的に職員研修等で周知を図るとか、まずは住民に対する周知並びに対応する職員側の方ですね、研修等に力を入れていかなければならないというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。何が差別なのかが分からないということで周知を図っていききたいということだと思いますけれども、その周知を図るためにはやはりその行政職員ですね、企業、

町民への理解がやはり必要となります。その理解を深めですね、差別をなくすためにその周知の啓発の対策、具体的にはどういったことをなさるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

職員と住民に対しましては本町の方できちっと対応していきたいと思っております。その障害者差別禁止法につきましては、民間事業所の方にも努力義務ということで、合理的配慮等が定められております。そういった事業所につきましては、各省庁の方から、総務省であったり国交省であったり厚労省であったり、各省庁から各事業所の方へバス会社であったりとか、交通事業所であったりとか、ホテル事業所であったりとか、各省庁の方から各民間事業所の方へは通知を行って、対応要領の指針をですね、これがちょっと遅れまして、新聞で見ますところでは、1月にやっとこの対応要領の指針が出来たということで発送が行われたようです。本町におきましては、長崎県におきまして既に平成26年から障害の差別に関する条例というのが制定をされました関係で、いち早く情報をですね、実際にどういった差別に関する相談が行われているのかとか、そういうところが情報が分かってきておりますので、障害者の対応の指針に基づいてですね、今本町におきましても、要領をですね、策定をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

普及啓発におきましては、ご本人やご家族にも重要に伝わるのが大事です。リーフレットなどですね、福祉課の郵便物に同封したり、そして福祉事務所や特別支援学級などにもですね、配布するなどが必要かと思えます。情報が届く、という取り組みですけども、そのあたりはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

相談を受けるであろうと思われる方にはですね、既に本町独自でリーフレットを作成しまして、学校ですとか、町内の事業所さんですとか、あと職員ですとか、民生委員さんですとか、あと実際に対応していただいております相談員さんの方にもですね、配布をしているところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

他の自治体ではですね、もうこの新法によります広報をですね、行政の広報ですね、広報に3ページにわたって今回の新法律の内容が掲載されているところもあります。本

町でも3月の広報掲載したところ、残念ながら全く載っておりませんでしたので、是非、次の号にですね、法律内容、合理的配慮、不均等待遇の中止というようなところで、啓発、周知をお願いしたいと思いますが、町長、どのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員おっしゃるように、まず第一次的には啓発というのがね、まず知らしていくということが大事ですので、今おっしゃったような形で、我々も出来るだけそういった広報等々活用しましてね、載せていくようにしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

広報とホームページの方には掲載はさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

すいません。掲載されてるというところで。これから、来月から施行されますので、また新たにですね、住民がわかりやすいように掲載をしていただきたいというふうに思っております。先ほど、対応要領におきましては本町でも策定途中なんですかね。それについて、どのような状況なのかももう一度お知らせください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今現在まだ策定の途中ではあるんですけども、県内においてはまだ策定をしているところが1町だけっていうことで、今、ほとんどのところが、策定途中とか策定するかどうかを検討してますという状況にあるようです。国が示しました対応要領の指針に基づきまして、一応本町の方でも対応要領をですね、策定をするということで、あと決裁をとる段階まで準備をしているところです。内容につきましては、法の概要ですとか要領の内容ですね、どういったものが不当な差別的取り扱いに該当するのか。もしくは合理的配慮の具体的な例を示したところで、こういった場合にはこういう対応をするんだよっていう具体的なところをお示しをしているところです。また、監督者、管理職の管理責任ですとか、懲戒処分ですとか、相談体制の整備、また職員への研修啓発につきましても、対応要領の方にお示しをするように準備をしているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ありがたく思います。対応要領の中には、職員が遵守すべき服務規律も含まれておりますので、これから全職員にわたってですね、そのような対応要領の中身そして内容、そして研修などを行っていただき、広く周知を行っていただきたいというふうに思います。それから、法律の実効性を高めるために、障害者差別解消支援地域協議会というのが制定をされなければなりません。これの手引きが11月に、遅くに対応が出たところで、全国的にも非常に遅れております。差別事例や合理的配慮を怠った事例を持ち寄って、差別をなくしていく組織でありますけれども、本町におきましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

地域協議会につきましては、設置をするように努めなさいってことで努力義務ということで、法定化されているようです。本町におきましては、自立支援協議会ですとか、それに見合うものであればですね、別個に地域協議会を持つ必要ないよということで、県の方からも指導を受けているところです。できましたら、いろんな協議会がたくさんございますので、メンバーの方も同じような方になってくるのかなというふうに考えておりますので、今ある協議会の方で対応がしていければなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、この協議会におきましては自治体、障害者団体、家族、医師会、それから、学識経験者ですね、こういったところで構成をされておると思うんですけども、体制がしっかりと整っていかなければならない。それからやはり、この法律の実効性を高めるためにはですね、柱となる協議会でありますので、制度の谷間やたらい回しが生じないようにですね、協議会の体制をしっかりと促進させていただきたいというふうに思います。それから、差別解消方法を是正するための支援措置として、福祉課と多くの課の連携という横の連携が必要だと思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

横の連携と申しましょうか、各窓口で住民さんに対応をした場合に、差別に該当することが起こらないように、やはり事前に職員研修等で徹底をすることではないかなというふうには思っております。もし万が一その住民さんの方からクレームですとか、そういうことがあった場合にはですね、一応総務課の方で対応していただけるように今対応要領の方で定めるように総務課さんとも協議をさせていただいているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

総務課との協議を行っているというところですが、ほとんどの住民の方達はこの差別解消法に関することもほとんどまだですね、周知しておりませんので、これからは4月からは、この差別解消法に関する電話や来訪などに相談窓口として重点的に確保していくのか必要かなというふうに思っていますが。明確なところ本当にまだ伝わってないというところで、生活福祉部福祉課の障害者窓口とそれと、窓口が主体となるのかそれとも地域相談員などが窓口が主体となるのか、そのあたりはどちらになるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

相談体制整備を図ることっていうことで、本町としましては、役場の窓口の方に相談支援専門員を1名配置をいたしてるところです。また障害者の相談支援事業所ということで、現在3か所の事業者さんの方に相談の委託をしているところです。他にあと身体障害者の相談員ということで5名の方に、知的障害者の方にも2名の方に相談員という形をお願いしております。この本町の方でお願いをしてる7名の方が県のいわゆる地域相談員っていうのも委託を受けておまして、合わせて障害者に関するサービスも含めたところで、いろんな相談に乗っていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。本町の地域相談員は県の地域相談員も兼ねております。私も推進員として県の方に入っておりますけれども。身体障害者相談員は5名、それから知的障害の方2名というところなんですけど、精神に関しましては発達障害含めて0人であります。これに当たっても精神の方からのいろんな相談がこれから来ると思うんですけども、そのあたりは加味する方向性はありませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今、相談員になっていただいている方って申しますのが、身体障害者の方につきましても知的の方につきましても、当該、該当されるご家族の方にいらっしゃるんですとか、本人自身がですね、手帳をお持ちの方っていう方に相談をですね、同じ立場で親身になって相談に乗っていただくっていう意味でなっております。精神障害の件につきましてはですね、なかなかこう担い手っていうのが、以前その経験を持った方ですとか、いらっしゃることはいらっしゃるんですけども、まだ相談の場に臨むまでにはち

よっと難しいのかなっていうふうに思っております。そこで支援事業所っていうことで事業所さんの方にですね、精神の専門の事業所さんの方に1か所は委託をしております、何か相談があったときにはですね、専門的なところはそちらの方をお願いをしたりですとか、あとは職員の方で対応してるような状況です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

精神の方につきましては新しい人材を発掘していただいて、直にですね、役場内でも直接ですね、対応ができるような形、地域相談員の中でもしっかりと確保していただいて、体制を整えていただきたいというふうに思っております。合理的配慮につきましては、この機会待遇を受けるためにはですね、この合理的配慮さまざまのがあります。物理的環境への配慮、それから意思疎通の配慮、ルール慣行の柔軟な変更への配慮などがございます。その合理的配慮につきまして、例えばですね、長与町の総合運動公園などのトイレ前の段差、トラックに降りるところの10センチの段差などがありますが、その解消のためのスロープですね、高さ10センチ横幅1メートルぐらいのスロープがあれば十分だと思いますが、合理的配慮、町長、行いませんか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私たちはそういった合理的配慮がですよ、常に頭に念頭に入れながら、そういった目線で考えていきたいと思っております。いろんなそういったことあったとき、健常者というのはなかなか気付かない部分があると思うんですね、わかりにくい部分あるかと思えますし。そういった面では、いろんなところから教えていただければと思っております。で、役場の方にもですね、いわゆる提案箱というのは設けております。その中にですね、例えばこの部分が今壊れてますよとかね、そういった連絡をしていただけてるんですよ。そういったのは非常に助かっておりますのでね、住民の皆さん方にも住民提案箱を通じてそういったものを教えていただくと、それについては我々で対応できるところは対応していくというような形でですね、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。公共施設はもちろんのこと、やはりあの合理的配慮と様々なところでありますので、例えば段差がもちろんスロープをつけるとか、駐車場には屋根をつけるとか、そうですね、聴覚障害者、視覚障害者の方たちにはそういった意思伝達のもの配慮するとか、様々なところがありますので、こういったところで福祉の向上に努めていただきたいというふうに思っております。

それでは虐待防止法なんですけれども、本町におきましては27年度は0件ですが、26年度は4月から1年間で援護者による虐待が4件のうち3件ですかね、あるというふうにお聞きしましたけれども、これについて、その後どうなったのか現況をお教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

虐待禁止法につきましては、養護者が行った虐待に対するものは町の方で対応しなさいということで、養護者による虐待っていうのがこのうち3件ございました。ご家族の方と施設職員の方、あと本町におけるソーシャルワーカー等がですね、一緒に協議の場を持ちまして、今後そのようなことがないようにということで協議をしていたということになります。で、虐待をした方ですけども、これは家族の方の分は町ですね。それから施設の方の虐待に関しましては、県の方で対応するとか、あと使用者、職場の方での対応であれば労働局とか役割分担がございますので、養護者の分が本町におきましては3件ということで、ご家族を含めたところで施設の方等と一緒に協議をさせていただいて、本人さんに虐待を行った本人さんの方に指導しているような状況です。一応今のところ収束といえますか、安定をしてるということで捉えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今のところ収束に向かっているということなんですけれども、やはりしっかりとこういったことはですねコアメンバーも含めて、それから専門チームを交えてですね、対応していかなければいけないというふうに思っております。昨今ですね、下関市の障害者施設において、テレビなどで放映をされました。多くの方がご存知だと思いますけれども、ここの障害者施設の方のですね、告発者にお会いしましてお話をお聞きしました。ここの施設では、暴言、暴力、ネグレクト、動物扱いみたいに安心して行われる環境だったそうです。そしてこれは氷山の一角でありまして、施設のみならず養護者の、この虐待がなされていた、そしてまたこの虐待をなくすためにはやはり行政として問題が、事案がどのようなことなのかというふうに、その現場において抜き打ち調査をしなければならぬというふうに思っております。そして、ここの施設では通報した人がですね、施設長から懲戒免職を受けたり、また提訴するぞと脅されたりですね、反道徳的なことが起こっております。また、告発者が本当に通報できないようなですね、萎縮するような状況であったというふうに本人が話しておりました。もう本当にこういったこと絶対起こってはならないんですけれども、そして告発者の方がメディアの方に申し出て、それが明るみになったというところで報道された、少し前にね報道されたと思いますけれども。このようなことで、通報者が通報できないような、萎縮するような反道徳的なこと

がいろいろ言動で起こったりすることにつきまして、人権権利を擁護をしていかなければならないというふうに考えますが、どのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

私も新聞紙上ですけども、その記事を読ませていただいたことがあります。通報した方がですね、これが傷害と認定をされなかったために、逆にその告発をした方がその施設によって裁判で訴えられるという、本当にあってはならないことがあっていると現状にあるようです。必ずですね、通告をした方っていうのは守らないといけないってことで、虐待の防止法の方では謳われているんですけども、そこに罰則規定等まではお示しができないというところで、通報者に対する施設側からの圧力みたいなものが、きちんと法的にもですね整備がされていないということが現状にあるようです。ここら辺も含めまして今、国の方でも障害者を含めた障害者制度改革推進会議っていうものも行われてるようですので、その中できちんとですね告発者が守られるような措置がとられるようになればいいなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。何月何日の何時頃お伺いしますよと言って、そこも行ってるんです。したら、もう全て葬られて施設の方もそれから利用者の方も口をつぐんで、全然何も言わない状態、全て何もありませんよというような形でお答えされたということでした。これに関しましてはやはり抜き打ち検査がですね、必要だと思います。目視による、障害者の方にですね、しっかりと確認をする。そして大変なところはですね、やはりもう大事が起こってからではもう遅いですので、しっかりとそういうところは、その権利、擁護を確認していかなければいけないというふうに思います。

それから、次に行きます。障害者の貧困につきまして、回避するための就労支援の対策であります。本町におきましても、雇用の促進、安心して寄り添った合理的な配慮、支援サービスで行っておるところであります。障害者の年代別の貧困率は20歳から39歳までは28.8%、40歳から49歳までは26.7%、50歳から64歳までは27.5%となっております。厚労省が発表している人口の貧困率が16.1%となっております。日本の障害者の貧困率は先進国の中で非常に高いというところで、障害がない人との格差が非常に大きいと言われております。そこで、このような理由に障害者年金の給付の水準高が非常に低いということと、障害者が働ける場がない、賃金が非常に安いということが要因だと思います。この貧困率を是正するためにも、行政の役割といいたいでしょうか、大きいと考えますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい、私も障害者の貧困が通常の一般家庭の約2倍に当たる方が貧困状態にあるということを見ております。要因としまして、先ほど議員さんがおっしゃられたように、働ける場が少ない、賃金が安い、障害年金などの公的な措置が非常に低いということが要因として挙げられるというふうに私も認識をしているところです。そしてまた解消策についてですけれども、1番はやっぱり就労対策が有効ということで、本人や家族の就労を後押しをするような政策が必要ではないかなというふうに考えます。障害者雇用制度の改正が28年の4月1日に施行されるわけなんですけれども、障害者の方が働きやすい職場環境整備のために、雇用対策の基本となる障害者の雇用の促進等に関する法律が改正をされまして、雇用分野でも障害者に対する差別の禁止ですとか、あと障害者に寄り添った合理的配慮の提供が事業主に義務化をされました。こういうことも受けまして、障害者総合支援法の中で障害者の移行支援、先ほど町長も答弁をいたしましたけれども、障害者に移行支援と障害者の継続支援等をですね、やっております、徐々にですけれども、継続支援の方につきましてはかなり伸びを示しております。ハローワークさんの方にも確認をしましたら、今現在ですね、障害者の雇用っていうのが民間事業所では2%というのが法定雇用率になっているかと思っておりますけれども、非常に障害者の雇用をですね、求人の方がですね、非常に多くなっているそうです。と言いますのが、あと2年後にはこの2%というのが恐らく改正をされるであろうということと、あと雇用されてる数が200人以上のところにはペナルティーと言いますか、納付をしないといけないっていうのが、これが100名以上ということで、27年度から改正をされているようでございます。障害者を雇用しなければいけないという国からのムードですとか、県の方もですね、ハローワークさんと県とまた各市町で一緒にですね、職場の説明会ですとか、そういうこともやっております。本町におきましては障害者の計画の方です、一般就労の方になるべく結びつけたいということで、数値目標も掲げましてその数値目標に向かってですね、努力をしているところです。今、統計をとり出してから今年度が1番ですね、障害者の就職率っていうのがいいっていうことも新聞の報道で見かけました。そこで少しずつですけれども、このいろんな制度がですね、相まっていい方向に少しずつ流れていっているのではないかなというふうにとらえております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

広くですね、法定雇用率を超えるような形で、一般企業に関しましても支援をしていただきたいというふうに思っておりますが、市町村に限りましては法定雇用率が2.3%、そしてまた教育委員会につきましては2.2%というふうになっておりますが、このあたりは現況達成されているのか、お知らせください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

本町におきましては、2.3%ですね、これは到達をしてというふうに確認をしております。教育委員会の方も、すみませんちょっと確認をしていないですけども、すみません。

○議長（内村博法議員）

教育委員会の方はいかがですか、答弁。

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

県の教育委員会というような形ですね、別枠で県費になっているところについては、恐らく2.3%を超えてはいるのですが、長与町の教育委員会の場合は、役場の全体の人員の中でということですのでしておりますので、教育委員会独自でその2.3%クリアしているかと問われると、そうではないというような回答になろうかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今後よろしくお願いたします。そこで、西そのぎ商工会福利厚生委員におきまして、障害者雇用に関する企業意識という実態アンケートを行っております。企業の人手不足対策として、障害者雇用促進法に基づいて、社会の地域貢献、活性化に取り組んでおりますけれども、これにつきましてのアンケートにつきましてはご存知でしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

アンケートにつきましては、商工会さんの方から資料等はもらってはいないですけども、行ったということでお伺いしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

このアンケートにつきまして、雇用していないが86%、それから雇用しているが14%でありました。企業からの回答が非常に少なかったもので、身体が26、知的が4人、精神が41人、その他が4人と合計75人の雇用を行っているという回答をいただきました。結果ですね、障害者の雇用後、障害者への理解が深まったと。それから戦力として貢献できているという声が上がっております。本町につきましても、このような形で、雇用促進のためですね、周知を行っていただきたいというふうに思っておりますが、先日、総務委員会で平戸図書館を視察を行いました。その際ですね、図書館の

内外におきまして清掃作業に障害者の方たちを雇用をされておりました。本町におきましても、新図書館が建設される予定であります、この図書館での清掃その他いろいろな部門におきまして、障害者雇用についてつなげていただきたいというふうに思いますが、そのあたり、町長、どのようにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

当然、障害者の方が働く場というのをね、探していくのは重要だと思うんですよ。先般、伊万里の図書館に行きましたらね、やっぱり障害者の方をレストランで雇用されておりました。で、町内ですらね、そういった障害のある方を雇用されてる企業を訪ねてまいりましたんですよ。するとやはり戦力として十分やっておられるということと、それから障害のある人も無い人もね、お互いに分かり合えるということもありますのでね、そのあたりは町としてもですね、サポートできるところはサポートしていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

町長、今年次期再任されましたら是非ですね、この新図書館にも障害者の雇用を実現していただきたいというふうに思います。

それでは65歳の介護問題なんですけども、これは非常に、65歳に移行してからは大きな問題となっております。私も1月の15日厚労省とのヒアリングと意見交換を行ってまいりました。厚労省は65歳になったら、介護保険サービスに移った結果、自己負担が約9倍になったというふうに市町村の調査結果を明らかにしております。これについて本町は回答されましたでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

すいません、その分、調査が沢山きてるものですから、恐らくしたんじゃないかなというふうに思っているんですけども、はっきりとすいません、しましたという明確な回答ができなくて申し訳ありません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。この調査につきましてですね、1,764人の実態調査が行われまして、介護保険以前の自己負担が、障害サービスでは767円だったのが、介護保険移行になったら、7,183円になったというふうですらね、9倍以上になったというこ

ろで回答が来ています。そこで、障害福祉サービスでは居宅介護として皆さん利用して、それが66%だったんですけども、それが介護保険サービスに移行したら訪問介護として50%しか利用がなかったということで、利用の低さも指摘されております。そしてまた、介護保険法改正に伴いまして、昨年の8月からは一定の所得にある人は1割から2割の負担になったというところで、そういったところでも負担が大きくなったのかなというふうにも思います。そこで、65歳になった介護保険に移行してからは補装具の支給などが介護保険のレンタルになった、そしてまた、車いすでも作ろうと思ったら自分の体に合った車いすがなかなかつくれないというような不満が出ているというところで、他の自治体では全盲視覚障害者の方がですね、介護保険に移行した途端に、介護認定員の判定が低く出されて、全く支援が受けられなくなったという事例もあります。本町におきましても、このような65歳問題におきましての事例問題点がありましたらお教えください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

この65歳問題につきまして、私も色々な資料の方を見ていたところなんですけども、65歳になって障害福祉サービスを即時にやめてしまったという自治体が10%ほどいましたってということと、移行期間を過ぎても介護保険の申請をしていなかった方に対してもサービスを停止した自治体が17%いた、あと上乗せのサービスを認めていない自治体も7%いたということを経験の方で見たところです。本町におきましても、介護保険との調整ということで、当初はですね、65歳になりましたら介護保険の方に移行しますということでご案内をしていたところなんですけども、数年前に恐らく裁判が起こったと思うんですけども、その中で介護保険と障害者総合支援法っていうのは元々の法の趣旨が当然違うわけなんですけども、介護保険につきましては日常生活を営むためのサービスの提供、障害者総合支援法につきましては、日常生活及び社会生活を営むために必要なサービスの提供しますというところで、ここの社会的サービスというところが大きく異なるのかなというふうに捉えております。ですから65歳になりましたら当然、65歳になりますので、介護保険の申請をしてくださってという通知はお出しをしております。ただ、相談支援計画を立てられる方、そしてケアマネさん等とですね、移行をしていただきまして、あと利用する本人の方の意向をきちんと聞かせていただいた上でですね、その方が社会的な生活をですね、きちんと今までどおり行うことができるようになっていくことで、サービスの提供に努めております。そして65歳になられても、障害者福祉サービスの利用をされてる方が本町におきましても、25名の方がいらっしゃいます。特に、介護保険になくて障害福祉サービスの方にしかサービス提供がない部分、同行援護ですとかですね。それとあと、重度の訪問介護サービスですとかそういう部分が介護の方と障害の方ではかなりこう開きが、サービスの提供の度合いにですね、開き

がございますので、そのこの差の部分につきましても必要なサービスについては本町におきましては提供をしているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

本町におきましては手厚いですね、サービスを行っているというところでありましてけれども。全国での65歳以上の身体障害者手帳所持者が400万人いらっしゃいます。本町におきまして65歳以上の障害者手帳所持者というのはどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

すいません、ちょっとパーセントまでは覚えてないんですけども、半数を超える方が65歳以上であったと記憶しております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、そうですね。介護保険になった途端に、やはりいろんなサービスが受けられなくなる。やはり障害福祉サービスの方は、日常生活のみならず社会生活も営んでいかなければならないというところで、やはり全く異なったサービスが必要となってくるわけですね。そこで、同行援助、行動援助などが介護サービスの方ではないというところで、障害者福祉の方では行っていたところが、それが受けられなくなってしまうというところなんですけど、65歳を超えて障害者になった場合ですね、今までその前では福祉サービスを受けて、介護保険、いろんな受けてた、そしてまた65歳を超えて障害者になった場合、障害福祉サービスが受けられないために、そのあたりはどういうふうになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

65歳以前にですね、障害福祉サービスをご利用されていた方っていうのは、介護保険になってサービスの量が減ったということに多分気づきがあると思うんですけども、65歳を過ぎて初めて介護サービスの申請をされた方っていうのは、なかなかそれが初めて事なので、それが当然のことっていうふうにはひょっとしたら受け止められてらっしゃるのかもしれませんが、その65歳以上になったからといって障害福祉サービスの申請をしないといけないということは全く言ってないことですので、申請の方は可能かと思えます。今現在1,967名の障害手帳等をお持ちの方がいらっしゃいますけ

ども、実際にサービスを受けていらっしゃる方っていうのが240名程度なんですよ。その中で65歳を過ぎてる方もいらっしゃるまして、その中で25名の方は長与町の障害者福祉サービスを受けていらっしゃるっていう現状でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。やはり、その厚労省の方もおっしゃってました。65歳問題になったのは、障害福祉サービスがなかなか受けられなくて、他の自治体でもいろんな形で障害者の皆さんが苦勞していらっしゃる。社会生活、日常生活がなかなか不便になってできないというところで、今後、厚労省としてもこの65歳問題に関しましては検討をしていかなければいけないというところで、障害福祉サービスの方が受けられるように、努力をいたしますというような回答を頂いております。本町にあたってはですね、手厚い形で障害福祉サービスを提供していただいているというところですけども、今後ですね、やはり制度の適用がですね、十分に受けられるような形でですね、65歳になってからでも、日常生活、社会生活ができるような形で支援をお願いをしていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。若者たちの投票率向上を図るための施策についてでありますけども、この件につきましてはですね、先日、同僚議員から質問がございましたので、1問のみにさせていただきたいというふうに思っております。私もですね、実際、大学生のインターン生を受け入れまして、3年間ずっと共にですね、日々行動しております。学生さんたちは毎日の議員活動に参加して、朝から夕方までですね、付いていろんな活動を行っております。やはり若者の政治の興味、そして関心が高まり、投票率向上に繋がっていくのではないかなというふうにも期待をします。先日、本町におきまして、模擬投票ですね、そして子ども議会を開催いたしました。また子供たちにとってはいい経験になったというふうに思っておりますけれども、そんな中で、先日、川棚議会の方ですね、子ども議会を開催した際に、ICTを用いて映像を取り入れてよくわかりやすく工夫をして、議会の中で質問をされていたというところでありまして、今後、子供たちの議会につきまして、工夫をしながらICTなど使いながら、定期的にですね、開催、継続を行う意思はございますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お答えいたします。今、お話ありました子ども議会等に関しましてはですね、教育委員会の方ともですね、十分協議をした上で考慮してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そしたら、今後ですね、若い方たちをどんどんその投票率をアップするために、取り入れる本町の新しい施策というものはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

若い方に政治に対して興味を持っていただいて、選挙に行っていていただいて、投票率が上がるというのが1番理想的でございます。先ほどの選挙管理委員会委員長の方にもありましたようにですね、明るい選挙推進協議会の方にですね、若い20代の方が2人、委嘱をさせていただきました。若い方々の他にもですね、できましたらば、大学生の方とかですね、あと1人ないし2人ぐらいを委嘱させていただければ理想的だと考えておりました。先日、ちょっと私は参加できなかったんですけども、選挙管理委員会の方ですね、ちょっと地元の大学生の方とお話をする機会があったようでございます。大学生の方に興味を持っていただくということでは、全国的にもいろいろ試されているようでございまして。例えば中央大学でもアンケートとかをやった実績があるようでございます。そういった中でですね、大学の中に投票所が設置できれば自分たちも行きますと答えた学生も多かったようでございますので、いろんなその全国の状況とかあるいは地元の大学とか、明るい選挙推進協議会の皆さんと協議をしながらですね、若い方の投票率を上げるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壯太郎君）

ちょっと時間もないようでございますけれども、一言だけ答弁をさせていただきたいと思っております。今度の参議院議員通常選挙から18歳に引き下げられて投票が始まりますが、1番懸念するのはですね、やはり高校を卒業して大学に行って住所を移してくれればいいんですけども、長与町内に住所をそのままにしてですね、県外の大学に行くと。そうなった場合に、選挙権というのは長与にございます。しかしながら、選挙の度に帰ってこないといけないと、そういう問題がございますけれども、じゃあ、不在者投票でいいじゃないかということでございますけれども、実は不在者投票できないんです、学生はですね。したがって、先日、12月にですね、北陽台高校に行きまして、卒業する子供さんにですね、極力住所を移さないと選挙できませんよという話をしております。今後大学の方でもですね、入学のオリエンテーションの中でですね、やはりそういうことをやっていただかないと20代の投票率が非常に下がってしまうと。そういう懸念がされておるところです。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私が視察を行ったデンマークではですね、投票率が90%を超えておりました。幼い時からですね、やはり意識改革、主権者教育はしっかり行われているゆえんだなというふうに思ってます。やはり、高校生、大学生でもしっかり関心を持っていただけるように、自分たちが主役なんだと。この政治はやはり市民を、この町、国を変えるんだというような意識を持って、やはり夢、希望を与えるために議員の力、責務というものはあります。しかし、自分たちが、その国民の皆さんがですね、やはり自分たちの意思で議員を選び、そして投票に行こうじゃなくて、絶対投票に行かなければならないという強い意識改革、意識を持ってですね、やはりこれからは投票率が向上が上がるような形でですね、やはり周知をしていかなければならない、取り組んでいかなければならないというふうに思います。そのあたりよろしく願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順12、中村美穂議員の①ふれあいセンター駐車場出入り口の安全対策と施設の補修について。②フレックスタイム制の拡充についての質問を同時に許します。

2番、中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

みなさんおはようございます。本議会最後の質問者となります。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず1つ目の質問、ふれあいセンター駐車場の出入り口の安全対策と施設の補修についてです。

ふれあいセンターは利用者も多く、また、高田保育所もあり、朝や夕方のラッシュ時には長与駅方面へ右折して退出する際、なかなかスムーズに退出するのが難しく、事故も数件あると聞いております。県道33号線は制限速度50キロメートルの道路で、カーブもあり見通しが悪いことも考えられます。また、昭和43年に職業訓練校として建設された施設を改修して使用しているため、雨漏りや体育館への階段等、補修が必要だと思われまふ。今後も施設を利用する町民のため改善が必要であると思ひます。そこで次の点についてお伺ひします。

1つ目、駐車場出入り口の安全対策について。2点目、体育館入り口の階段等の補修について。3点目、雨漏りの修繕について。4点目、冷暖房機の使用料のコイン式への変更について。

2つ目の質問です。フレックスタイム制の拡充について。国は28年4月1日より国家公務員に対し、フレックスタイム制の拡充を実施するとされておりますが、本町の導入についてお伺ひします。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本議会最後の質問者であります中村議員のご質問にお答えをいたします。

1番目1点目のご質問につきましては、駐車場出入り口の安全対策の件でございますけれども、ご指摘のとおり時間帯によりまして、出入り口での右折での退出の際に出にくいとか、見えにくいなどのご指摘がありまして、時津警察署に県道へ停止、禁止部分の表示について、要望を行ったところでございます。

その際の時津警察署の回答は、施設の出入りのための表示はできなひと。ループ橋開通後には、信号機が連動するようになるとそういう回答でございました。現在、出入り口の安全対策につきまして、注意喚起の看板あるいはカーブミラーの設置等々検討を進めておるところでございます。他にもよい対策等はないか道路管理者、警察等、関係機関のご意見も参考にさせていただきながら、対応をさせていただきたいと考えておるま

す。

続きまして、2点目の体育館入り口の階段等の補修でございます。

施設内の補修につきましては、その都度、確認を行い対応しているところでございます。ご指摘の体育館入り口の階段等につきましても、施設利用者の支障がないようできるだけ早く対応をしまいたいと考えております。

3点目の雨漏りの修繕でございますけれども、ふれあいセンターは、議員ご指摘のとおり、職業訓練校としての建設から長期間が経過をいたしまして、ふれあいセンターとして建物改修を行いましたけれども、施設の老朽化が進行し、屋根等の劣化による雨漏りを始めとする修繕などが出てきておまして、大規模な改修あるいは建て替え等の検討時期を迎えていると考えております。このため、町におきましては、長期的な視点で更新とか統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減、平準化、施設の最適配置を実現するために、平成28年度になりますけれども「公共施設等総合管理計画」こういったものを策定する予定となっているところでございます。これによりまして、町全体の公共施設等の状況を把握いたしまして、最適な配置と管理運用を実現するそういったものが必要だと考えております。したがって、現在のところは先ほど申し上げましたとおり施設利用者の支障がないよう、補修等々で対応していきたいと考えております。

4点目の冷暖房機の使用料のコイン式への変更でございます。現在、ふれあいセンターの冷暖房機の使用料につきましては、使用后納付書により現金で支払うという方法を行っているところでございます。以前、コイン方式への変更につきましても、見積もり等を徴取して検討をした経緯がございます。空調機が独立式でありまして、1部屋に2台あるというところは2台コインボックスが必要になるということになります。また、コインボックスを1台にするためには、配線等々の施工というのが結構、経費的にも高額になるとのことでございました。もう1点は、先ほど申しあげました町内のその他の公共施設も納付書方式が多いというようなこともございましたものですから、現在のところコイン方式への変更については、ちょっと難しいんじゃないかなと考えております。

次に大きな2点目のフレックスタイム制の拡充についてのご質問でございます。平成27年8月に成立をいたしました女性活躍推進法によりまして女性の活躍を推進する計画を義務づけられたために、第3期長与町特定事業主行動計画を平成28年4月1日で改訂する予定でございます。今回、職員に過度な負担がかからないよう長時間労働しない働き方の構築、あるいはワークライフバランス推進、それに資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、こういったものをこれまでの働き方に関する意識改革を進めるところでございます。また、女性の仕事と家庭の両立を支えるためのフレックスタイム制ということにつきまして、柔軟な働き方の導入を検討いたしまして、適切な公務運営の確保に配慮するとともに、多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って勤務することで、公務能率の一層の向上につ

なげていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは再質問をさせていただきます。

ふれあいセンターの前の道路ですが、交通事故が1年間に数件起きているというような情報をいただいておりますけれども、わかる範囲で結構でございますが、どのような事故が起きているのか、またそういったことを把握されていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

お答えさせていただきます。どういう事故が起きてるかということでご質問いただきまして、時津署の方にも確認をさせていただきました。

その際に25年度、26年度は出入り口関係についてはゼロ件。27年、昨年、1件。これは長崎市内方面からふれあいセンターに入ろうとした際に、工作物に物損をしたという事例がございます。ただ、あの周辺の出入り口周辺では、県道沿いでの追突事故とかそういったものは数件あったということで伺っております。それは事故処理車等がそのちょうどふれあいセンターちょっと広いですので、そこに入ってそこに車を停めて、事故処理をされたということで、見た方は出入り口での事故だというふうに思われた経緯はあるかもしれませんが、実績としてはそういうふうなことでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

では、出入り口というところでは1件ということになるかと思うんですけれども、私もふれあいセンターを会議とか健康まつりとか利用させていただくことがございますし、今回の質問を住民の方々からの声ということで、今回、質問をさせていただくことになったんですけれども、そのたびにですね、朝は行くことはできませんでしたが夕方に実際にどうかということで、行って見たりしました。

そうしましたら、左折するのも非常に出にくい。詰まってしまってますね。先ほど答弁いただいた中には、以前ですね、同僚議員も24年ですかね、危険ですから横断歩道を信号機をその時は仮設の横断歩道だと思うんですけれども、つけたらどうかというような質問をされておりましたけれども、実際、都市計画道路高田小学校線、こちらが管理されてその出入り口はもうきれいにされてます。信号機もありますし。

しかしながら、そこが少しずれておまして、ふれあいセンターの出入り口等につきましては、先ほどの答弁のように停止・禁止区域、一般的にゼブラマークというんですし

ようか、そういったものも公共施設等の入り口ではできないというふうに私の方も調べて聞いております。そうしたらどうやったらいいのかということですね、ここがふれあいセンターの出入り口ということで、質問はいたしましたけれども、ここには当然、上に高田保育所もございますし、私は高田保育所の利用者の方は、ふれあいセンターの利用者の方もですけれども、それ以上に朝、夕の時間帯、ラッシュ時に、そしてお子さん、小さいお子さんに乗せて通われているので、早く出ればいいんじゃないかとかそういったこともあろうかと思いますが、大人だけ車で通勤するのならばよろしいでしょうけれども、やはり小さいお子さんがいると非常に大変ですね、お母さんもお父さんも連れて行くのが。実際に利用されている方の声というのは聞いてらっしゃらないですか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

高田保育所のお迎えですとか、そういう方たちに実際に高田保育所の方にクレームと申しますか、不便がないかそういう声が入ってませんかということをお尋ねをしましたところ、やはりその通勤時間帯はどうしても縦列していてなかなか入りにくいという声はいただいているところですが、気をつけて帰ってくださいなということでの声かけしか今はできていないような状況です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

恐らく先生方に苦情というような言い方はされないと思うんですけれども、何か普通のそういう健康まつりとかそういった時には、警備員の方がおられますので、誘導していただいて私も普通に右折を難なくできましたし、日曜日であったということもあろうかと思えます。しかしながらラッシュ時そして勤務先に急がなきゃいけないという気持ち急いでいる時ですね、その上後ろに並べると退出する時に当然、車が多いと後ろに並べられますね。そうするとものすごく焦る気持ちというのがあろうかと思えますので、そこで私が考えたことが信号機を設置するのはなかなか難しいであろうと。新しい道のところにできていますし、もう1つ、ほほえみの家の付近、もともとそこに信号機ございますので、先ほどは連動をするようにしてもらおうというようなことをお伺いしましたけれども、実際には連動してないと思うんですね。そこが連動すれば、連動して同じ時に赤になれば、絶対車がその間の道にいないとは限りませんが、退出する際にもう少しスムーズになるのではないかと思うんですね。そのところを連動するようにされるというようなことを前回、時津署からの回答をいただいているのかもしれませんが、実際にはなっておりませんので、そこを要望する考えはございませんか。再度。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

今のご意見は、ループ橋のところの信号が今、供用開始をされております。それからその手前にこちら側から行きますとふれあいセンターのちょうど前に押しボタン式がございます。私どもが理解するのは、そこのところがですね、当然、ループ橋が赤になったらあそこは押しボタン式ですので、自動では多分そのまま青だと思うんですけども、そういった中での連動っていうのはなかなか難しいのかなど。歩行者横断歩道、歩行者がいて押していた時に、そういった意味で連動されるという意味で警察の方は回答いただいたのかなと思っております。

いずれにしてもその辺をもう1回警察とも確認をさせていただいて、地元あるいは関係者の皆さん方の意向に沿って対応していきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

ぜひ、押しボタン式ということは何か変えないとならないのかもしれませんが、警察の方と協議させていただいて、少しでもスムーズに出られるようになれば思っております。

私もいろいろ出入り口の退出の件で考えまして、時津に大型電気店の入り口に時津の方向から市内向けのほうの道のほうにある、店舗は言えませんが、そこに入り口に大きな看板で「右折進入車に対し道をお譲りください」というドライバーに対してのお願いといいますか、そういった看板がございます。私ははじめ見た時に、よく右折してお店に入るのはだめだとかそういうような表示があるところも当然あるんですけども、そうするともうお客様を呼び込めないという判断だと思います。それを見た時に右折か対向車が入ってくる人もいるから、ちょっとだけ譲ってもらえないでしょうかという気持ちを促すうえでは有効なのかなと思いました。

当然、つけて何年も立てばそれは有効にならないかもしれませんが、やはりこういうドライバーの譲り合いの精神でもちろん私も左折、こないだは左折も詰まっておりました夕方5時半ごろ出る時に。ただ、次に待てることをわかってらっしゃる方が譲っていただいたので、当然、帰ることができるんですけども、お互い譲り合いの精神と言いましても、朝・夕急いでる時には別に意地悪な気持ちでなくても、なかなかそういうところが思いやることはできないのが現状かと思うので、そういった看板をですね、もし、第1優先は先ほどの連動すればそこまでしなくてもよろしいのかなと思うんですけども、そういった看板などをふれあいセンター側につけるといようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

そこにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたように、カーブミラーあるいは看板、そういったものを議員の今ご意見も参考にさせていただきながら対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから入り口に関してもう1点なんですけれども、長崎方面から来る方に対してふれあいセンターの入り口はわかりにくいという声があります。当然、入り口には高田保育所・ふれあいセンターという看板があることは、私も承知しておりますけれども、それは、ループ橋のところを抜けて、直前になってから気づくというところで。あれはあれはでもちろん表示をされているのは非常にいいことと思うんですけれども、ふれあいセンターのみならず高田保育所・高田公民館もどこにあるのかわからないという声がありますので、これもご提案にはなるんですけれども、ループ橋は町道になるかと思えますので、ループ橋のところに表示盤のようなものを作れば、1番わかりやすいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

そういう案内看板等については、そういう管理者とも協議をさせていただいて、可能であれば利用価値が、場所がわかりやすいように、そういった対応も必要かと思えますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

ぜひお願いいたします。

それでは2つ目の体育館の入り口の階段等の補修についてということで、ちょっと私も言葉が足りなかったんじゃないかと心配したんですけれども、この階段といいますのが駐車場の上の段の駐車場から体育館のほうに下ってくる外の階段でございます。そこがかなり老朽化していて、これは所管の方はわかってご回答いただいているということで理解をしておりますけれども、かなりコンクリートが古くなっておりまして、階段の角のところが欠けております。

そして、その場所が非常に日当たりが悪いので、苔等も生えて非常に結構階段も段数がございますので、滑りやすくなっている。そして手すりも真ん中にあるんですけど、細いちょっと結構古くなっている。手すりはありますけれども、そういったことで私もこのふれあいセンターの質問とはしましたけれども、当然ですね、体育館に下りる方は

高齢者の方も体育館を利用されると思いますし、また、ほほえみの家の中では、子育て支援センター等もございます。ですので、小さいお子さん抱えて、下の駐車場に止められればそちらを利用されなくて結構なんですけれども、結構利用者がふれあいセンターは非常に多いということで、駐車場が下の方に止められなくて、上の方にやむを得ず停めるといふこともあるかと思っております。ですので、予算も必要になるかと思っておりますので、何でもかんでも補修というのは厳しいところかとは思いますが、今のところは事故は起きてないようなんですけれども、もし赤ちゃんを抱えた人が転んでとか高齢者の方でも滑り落ちてけがをされるとかなった場合は、町が施設を管理してるわけですから、そこら辺が最初からわかっているのにといいことではなくて、何かしら修繕が必要なのではないかと思っておりますが、先ほど答弁もありますけど、今一度お答えいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

先ほどの体育館に下る階段につきましては、現在、補修の準備をさせていただいておりますので、あとしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それではどうぞよろしく願いいたします。

もう1点、体育館についてなんですけれども、私が伺ったのがふれあいセンターの修繕費は、年間100万円予算が組まれているということを聞きました。そして体育館の水銀灯が切れて交換する際は、足場を組むのに10万円ぐらい必要であるというふうに。これすいません、正確な、担当の方にちょっと聞いたんですけれども、ということでした。ですので、利用者の方は1つ切れてても切れているよって、受付の方もわかってるんですね。受付の方は要望されているわけなんですけれども、実際のところは1個で1回1回切れてるのを取り替えるのはなかなかそういった経費もかかる。3個ぐらいとか、3個取り替えようと思ったら、もう1個切れて4個とか。そして、やっと取り替えたと思ったら、また、水銀灯ですからいつ切れるかわからないわけですね。町内にも、体育館はたくさんあるわけですから、足場を1回1回組まなきゃいけない。これは素人考えかもわかりませんが、可動式とかでそういう足場が変わるものが。屋根が当然降りてくれば1番いいわけなんですけれども、そういうようなものがあればそういったものを例えはいくらするかもわかりませんが、購入して対応するというようなことはできないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

ふれあいセンター横の体育館については、現在、水銀灯が全部で15基ございまして、議員言われるように1基切れたから、即、切り替えることはなかなか難しく、ただ今年度については3基を切り替えをさせていただいたという実績はございます。

今、ご指摘の足場組み立て式のそういったのはどうかというんですけど、そういう機材自体はあったようでございます。機械組み立て式で9メートルとかそういう高さを足場を組んで行く、そういった機械といいますか、そういうものはあったようでございますけれども、ただ、今度それを実際に組み立てるとか、なんていいますかね、使用するためには免許というか修了証、あるいはそれを監視する監視員。そういった人的な配置も必要だということで、現実的に言えば町の方で準備するっていうことは、なかなか難しいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

わかりました。なかなか免許等いるということと、高所での作業ですのでそれに伴って、落下等々されて職員の方がということまで考えると今、お伺いして難しいのかなと思いましたが。体育館はスポーツで利用される方が多いかと思うんですけども、その照度といいますか明るさを保つためかどうか、それで水銀灯なのか私わからないんですけども、将来的にそういう球切れとかそれを交換するという事で考えたら、LEDに変えればその交換というLEDに替えるっていう事例があるのかわからないんですけど、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

現在、水銀灯で交換をさせていただいておりますけれども、LEDとなりますとちょっと調べた中では、やはりもうかなりの高額でございまして、それを切り替えるとなると、ライト自体、他の付属の器具、そういった工賃とか含めますとこれはもう実際、何百万の世界になってまいりますので、今の段階で申し上げますと水銀灯の切り替え等で対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

わかりました。それでは先ほどの足場等々調べていただきましたけれども、今後よりよい方法がないのかこれからもいろいろ進めていただいて、できるだけ現在の施設をうまく使っていくようにされればと思っております。

それでは次の雨漏りの修繕でございますが、当然、修繕は今年の6月の雨が多いとき

に、屋根の修繕をしていただいたそうですけれども、それが、応急処置という訳ではないんでしょうけど、ずっと完璧なものではないのではないかなというように、当然なかなかその補修費といいますか、修繕費というのが100万円と限られた予算の中で、先ほどの足場を組む金額も入っているわけですから、難しいというのは重々承知しております。昨年、私も新人議員の研修で千葉の市町村アカデミーというところで5日間勉強させていただいたんですけれども、そこで公共施設の保全といいますか、昔は公共施設をつくるためにいくらかかるというようなことでつくってきたんですけども、それを維持する50年後にはまた建て替えなければいけないかもしれないということを考え、公共施設のまま残すのかとかですね、いろんな勉強をしてきたんですけれども、なかなか公共施設を今、町内にもふれあいセンターのみならず老朽化してるところは数箇所ありますので、それを簡単に古くなったからとかそういったふうなことは思っていないんですけれども。雨漏りは、なかなか屋根をそういったことで取り替えが難しいかなと思いつつ、質問をさせていただいたんですけれど、そういったことで数年はいいのかなと。とりあえずはもちろん雨は今、漏っていないわけですから、よろしいのかと思うんですけど、今後の計画といいますか、中で屋根とかを修繕するような予定というのはありますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

今後の公共施設をどう維持管理していくかということについては、先日の特別委員会でも公共施設等総合管理計画についてお話をさせていただいたところがございますけれども、実際のところ、今、個別に例えば、ふれあいセンター体育館を大規模改修をして、屋根をきちんと雨漏りをしないように根本的に改修をするということを考えられるかといいますと実際のところは、躯体そのものがあと10年持つかというところがございます。

そういったところもありますので、そのあたりは公共施設等総合管理計画そのものは、先日お話したとおり全体の大きな計画方針ということになってまいりますので、その後に個別の計画というのをそれぞれの施設について考えていくということになってまいりますので、その中で、実際、建物についても、あの建物だけじゃなくて他のものについても今後どれくらい持ちそうなのか、どれくらい劣化してるのかと、そういったところも調べた上で判断をしていくことになると思いますので、現状では個別のものについての計画というのは特にございません。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

数年前に、たぶんこれも同じような回答になろうかと思うんですけれども、耐震化の

検査をされていらっしゃるそうですが、あと10年どうかっていう建物であるので、学校の場合は耐震補強すべでもう当然終わっているわけですがけれども、この耐震力が今のところはないと判断されていたようですがけれども、これもかなりの金額がかかるので、耐震補強は今のところされないというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

言われますとおり数年前に耐震の診断をしまして、耐力はかなり弱いという結果は出てます。不特定多数の方がご利用になられる施設ですので、私どもとしてはできるだけ早く何らかの解決策をとると思いますが、実際、今、あの建物、体育館の方はその耐震っていうのはしてないようですので、これはふれあいセンターの話になりますけども。これを耐震補強をしようとするのと一応見積もりをとったところ2億5,000万とかという数字が必要になってまいりますので、これも先ほどと同じような話になりますけども、これを今かけるかどうかですね。それと1つありますのは、耐震化とそれから建物の長寿命化っていうのはちょっと違ってまして、耐震があくまでも揺れないようにするという事で、中の躯体については老朽化がそのまま進んでいきますので、そうしたところで、そこにまたそうしたお金をかけるのはどうかといったところもありますので、これは今後、先ほどと同じような答弁になりますけども、今後、施設の利用状況とかそういったところも含めて、この先どうしていくかということについては、細かな計画というのは今後、立てていくことになりますので、そういったところでご理解いただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

今、色々ご答弁いただいた中で、施設をもう今後、建て替えるかとかですね、私も簡単に建て替えられないことは重々わかっておりますので、今現在、町民に非常に親しまれて、体育館それから館内の調理室や会議室等々、非常に体育館にいたっては95%ぐらいの稼働率だと伺っております。

そうした場合、ふれあいセンターのみならず町内の施設は町民が団体の中で7割以上利用をされる場合は町民は無料というようになっておりますけれども、この施設の補修にかなりお金がかかるという現実があるので、受益者負担といいますと町民の方にちょっと反感を買うかなと思うんですけれども、当然、町外の方と同じ負担を強いるというつもりは私はないですけれども、全く無料で非常にお金がかかる施設を維持管理しているのは、今、難しいのではないかなと思うんです。

町も他にも色々やらなきゃいけないこともありますし、施設に対して運営する人員の給料とかそういったものは町が負担するのは当然かなと思うんですけれども、利用する方

にも少しは修繕をする目的で、利用料を徴収するという考えが今後はないのか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

今、議員ご指摘のとおり今までとは違って、もう老朽化した建物も数多くございますので、そうしたところで一定町民の皆様にもご負担をいただくようなことを考えていく必要があると思っております。ただ、今この場でですね、所管がいろいろございますので、それぞれのお考えもあると思いますが、私としては議員言われるように今後はそういったことも考えていく必要があると考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それではこのふれあいセンターについての再質問は以上にさせていただきたいと思えます。

それでは2点目のフレックスタイム制の拡充について。町の場合は導入についてということになるかと思うんですけども、私にも経験がございますが、親が入院して2カ月間、病院に毎日職場から通うということもありましたし、子供が骨折をして、毎日、学校送り迎えをしなければ、足の骨折だったので、できなかった。当然私も勤めておりましたので、毎日迎えに行くのは非常に困難で友人等々に助けてもらって、その期間ですね、長い時間、長い期間ではないんですけども、そういった経験もございます。

今ですね、当然、町は開庁時間がありますので、町民のサービスのために一定の時間、この時間からこの時間ということで、開庁時間がありますからフレックスタイムを導入したからといって、すべての職員の方が一度に「私たちは朝早く来るから早く帰りたいです。」っていうことをするのはもう当然不可能かと思うんですけども、何といたしまししょうか、残業はよくない、これは町に限らず一般的に普通の企業もですけども、残業することはあまりいいことではないから、だけでも朝早く来て仕事を頑張ることはいいことだというような風潮があるかと思えます。

そして、そういうのももちろんいいことだと思うんですね、電話も鳴らないうちに仕事をするというのが非常にさばけるということもよくわかるんですけども、フレックスタイムを導入したほうがいいんじゃないかと思ったのがそういうですね、通常のことではなくてそういう一定期間、例えば家族が入院しているとか、今ちょっとお子さんが非常に小さいとか、介護の場合はちょっと時間がかかるのでこれはちょっと言えないかもしれないんですけど。そういった時に今の場合は時間休をとって早く帰るっていう方法をされてるかと思えます。でも、そういうふうなやり方で1カ月とか過ごさなきゃならなかった時に、非常に周りの人に自分は早く来て、少しでも思っていたとし

でも、それは勤務時間として認められてないので、毎日、早く1時間帰るとするのがどれだけ心苦しいかというのはあると思うんですよね。でも、働き方の1つとして、例えば朝早く来て1時間、コアタイムとして1日5時間いなきゃいけないよとかそういうのを満たさなきゃいけないということもあるんですけれども。単発的に今日ちょっと早く帰りたい、子供の何か急に病気とかそういうのはいいかと思うんですけど、そういう形で働き方の1つとして、導入されたらいかがかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今、議員さんおっしゃるように働き方の工夫の1つとして、取り込めないかっていうことでございますけれども、確かに家庭のご事情で病院に行きたいとか子供さんのお迎えに少し早めに行きたいとかいろんなご事情がありますので、国の方が今やっているフレックスタイムは専門職とか研究職のみですけれども、今度の4月からその促進を、導入を強化しようということですので、地方自治体の方もそれを見据えながら、今後は考えていく必要があるかとは思いますが。ただ、市町村で言いますと特に規模の小さい市町村に関しましては、住民サービスというのがまず第一でございますので、当然、家庭のご事情でフレキシブルな運用ができることはいいことではあるんですけれども、人員配置の問題もありまして、早急にそれを改善していくというのはなかなか厳しいものがあるかとは思いますが。ただ、フレックスタイムの対象になるのは職員全員でございますので、そして、それを利用したいという方は申告制で手を挙げるという形になりますので、今後はいろいろな状況を想定しながら考えていきたいとは思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○議員（中村美穂議員）

県の人事委員会から出されたものも性別にかかわらず、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに引き続き努める必要があるということと、両立支援推進のためにフレックスタイム制について、国の実施状況及び他の都道府県の動向等に留意しながら研究する必要があるということで、県も国等々の様子を見ながらということで、明記はしていないわけですね。

ですので、普通で考えれば国が始めて、浸透するかどうかわかりませんが、そのあと県の意向を見て、そのあと町がということになるかと思うんですけれども、町長にお伺いしたいと思うんですけれども、安心して子供を産み育てられる、また、介護離職とかをしないで頑張っていける、長与町に住んでもらいたい、ということでされているので、先進地として町がそういうことを先に押し進めれば、民間はなかなかついて来れないということもあろうかと思うんですけれども、ぜひですね、すぐできないこ

とも私も理解いたしますけれども、町長のお考えとして今後検討の余地があるのかどうかということで、お聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃったようにフレックスタイム制についての考え方というのは、もう今から先は変わってると思うんですね。ワークライフバランスってこういった感覚で今、やってるっていう事情でありまして、長与町も土曜日開庁、これもさせていただきました。どこよりも早く取り組んでいたと思うんですね。職員さんの皆さん方にもいろんな形でいただいていたりしながらやっている訳ですよ。だから、例えばそのフレックスタイムと限らず時間差をつけるとかそういった方法もあるかと思うんですね。それから介護の問題とか子供さんを育てるための休暇とか取られますし、そういった面では長与町としては、きちんと対応をさせていただいてると思いますし、そういったことの要素につきましては、これからも先駆的な取り組みはしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

町長の前向きなお考えをお聞きできて大変うれしく思います。

長与町の職員の方は人数が少なくて頑張ってるという事は大変聞いておりますが、私が心配するところではやはりそのしわ寄せが職員の方に残業とか、その残業ではなくても早く来て仕事をしようとか、すごく前向きなところが見受けられるんですけども、もちろん仕事をしていく上では、家庭生活とか自分の余暇の時間、そういった楽しみとか休日とか、なかなか特に今いらっしゃる方、管理職の方はなかなか昨日もイベントがありましたので、日曜日に出たからといってお休みがあるとかそういったこともないのではないかと思いますけれども、自分の生活の潤いそれから家庭生活を両立する。ですから、今後にいたっては女性だけではなくて男性の方もそういうような気持ちで、私はなかなか導入は簡単にはいかないということもわかりながら質問させていただきましたので、町長の前向きなお考えがあられるということで安心しました。

これからの長与町が発展していくためにもぜひ、今後とも検討を重ねていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時32分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議案第1号、「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第1号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第1号、「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案2号、「長与町職員の退職管理に関する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第2号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第2号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第3号、「長与町行政不服審査会条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第3号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第4号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第5号、「長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第5号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第5号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第6号、「長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第6号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第6号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第7号、「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第7号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第7号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いを思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第8号、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第8号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第8号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いを思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第9号、「長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第9号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第9号は、会議規則第46条第1

項の規定によりまして、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第10号、「長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第10号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第10号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第11号、「長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第11号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第12号、「土地の取得について」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩永議員。

○10番(岩永政則議員)

それでは議案第12号、「土地の取得について」質疑をさせていただきたいと思えます。

こういう場合は、当然のことながら、鑑定評価をしていくべきであるわけです。

当然だろうというふうに思いますが、されておられるというふうに思いますが、そのされたのかですね、あるいはされたならばいつされたのか。

あるいはその、4筆ありますけれども、この金額が、どういう形で、筆ごとに単価が出ているんじゃないかというふうに思うんですけれども、金額がですね。そのあたりをお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長(内村博法議員)

松邨都市整備課長。

○都市整備課長(松邨清茂君)

今の件についてご回答いたします。

今回の土地に関しては、土地区画整理の中の保留地でございますので、鑑定は行っておりません。

ただし、ここの、当然新たな土地っていうのは、単価が決まってくるわけですが、これは事業計画を作成するに当たって、全面道路とかですね、そういったところに路線価がついております。これで、事業計画を立てて、資金計画を立てていくことになっておりますので、その路線価によってその土地が何メートル接続しているか、もう一つ、2方向路線があれば、それにまた何メートルひっついてるかっていう形で、路線価によって単価を算出して行って、総事業費を出していくわけでございます。

それともう一つは、それぞれの単価っていうのはでておりません。保留地っていうのは、その中の1宅地の中に、2筆、3筆あっても、平均単価でいきますので、それぞれの宅地で幾らっていう金額がついてございませぬ。だから平均単価で計算という形になります。

以上でよかったですでしょうか。

○議長(内村博法議員)

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

だいたい分かりましたが、要するに今全体で幾らということですね。この5億4,700万が全体の面積でそうだと、こういう意味ですね。

それで分かりましたけれども、そうなりますと、大体割出しますと、坪あたり17万4,5千円ぐらいになるんじゃないかなというふうに計算がつきます。10,397.7平米ですから、0.3025掛ければ、約、そのくらいになるだろうというふうに思うんですけども。これが、3号地ですね、図面の中で見ていただきますと、最後の図面にですね、ありますが、この3号地は、1,966平米ございますですね。これで、はじき出しますと約ですね、1億数百万のですね、金額に、単価になるわけです。ここだけ計算しますとね。

他のこの1号地にしましても2号地にしましても、この面積で全体ですから、当然その平均単価を掛けますと、当然それ金額でまいりますけれども、要はその3号地についてはですね、約1億ぐらいの1億2,3百万ぐらいのですね、価値感で買収をしておると、こういう結論的にはなるわけですね。

そうなりますと、これはですね、どうしてここに法面が出てきたのかといいますと、この面積をとるためにですね、区画整理事業でこの高さに抑えるためには、当然法面がそこにでてくる。これを法面が出ないように抑えますとね、低くしますとね、それだけ切り土が増えてくるわけですね。そうしますとその分だけ事業費がかさんでくると、そういうことで、この高さに計画をされたいというふうに思うんですね。これは長与の町が、お願いをしてこの高さにしてくださいという頼みは全くないわけでございますね、この区画整理事業の中で、どうあるべきかということを考えて、金額的な面を考慮して、この高さに抑えられた。そうしますと、当然ここにこれだけの法面が出てきたと。これは向こうさんのですね、勝手なんです、やられた。それを平均単価で17万幾らで、全体ですから、そうしますとね、この法面ちょうどこちらから、役場から見えますあの法面ですね、あれ全部平均単価で買う形になるわけです。そんなことにはならないでしょうというふうにこう私は思うわけですね。これはですね、やっぱり帰属にするべきだというふうに思うんですね。

この道路のこの赤でしました右側の、この役場から真っすぐ行く道路の法面についてはですね、当然、帰属で、引き受けをするだろうと。従来ずっと、この開発については全部そうしてきたわけですから。当然そういう形になるだろうというふうに思うわけです。したがって、どうして買収を、ここをしなければならなかったのか。そのあたりのですね、交渉経過について説明をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

私の説明が下手でどうもすいません。先ほど平均単価と言いましたのは、平地の部分

でございます。当然今、岩永議員さんが言われた、斜面については斜面の単価がございます。基本的に、区画整理とか開発でいけば、斜面も宅地は宅地なんです。

例えば、団地開発があつて宅地があります。で、当然、高いところ、3メートル、4メートル高いとこの宅地の単価っていうのは、要は斜面のところも含めたところで1番下の法尻から宅地の面積で計算されますんで、ここでいえばその斜面も実際上は不利用地みたいな感じなんですけれども、宅地は宅地なんで、宅地の計算をいたします。

その中で斜面は斜面、平地は平地っていう形で2段階の計算で、この金額、今回上げて5億4,700万というのは斜面の部分と宅地の分とございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

だからですね、先ほど冒頭に質問をしたのが、各1号、2号、2-1、2-2、3号地ですね、これは幾らですかと言ったら、それは全体です、と言われるから、そうだろうと思ってですね、さっきの私の話はそれを前提にしてきたわけです。そしたら今は、単価は出ておるといふこと。そんな滅茶苦茶な答弁はだめなんですよ。

だから聞かれたとおりに、それに対して適切な答弁をしていかなければこういう食い違いが出てくるわけです。

だからそういうことがないようにね、筆ごとにやったのか、あるいは全体でやったのかという意味を含めてですね、最初に単価は幾らですか、ということでお尋ねしたわけです。したがって、幾ら出ておるのかですね、単価ありますというわけですから、3号地はですね、それを答弁をいただきたいというふうに思います。

それですね、もう3問しかできませんのでね、その最後にちょっと意見を付してですね、お尋ねをしたいと思いますが、今のははっきり答弁してくださいね。

3号地は幾らですとこののをですね。それで、3号地についてはですね、当然その金額で取得をするような形になるわけです。この斜面を単価は別として。ところがですね、この斜面については、広場を支えるね、下法面ですね、こういう形なんです。

もうしばらくするとね、草がぼうぼう生えてくるだろうというふうに思うんです。だから私は、この基金の時にも、この草ぼうぼうになってですね、建設をしなければ、建物をですね、その管理に追われるんじゃないのと、いう話もちょっとしておりましたが。そういう形で利用価値は全くですね、0って言うていいほど、今後はですね、利用されないだろうという現実の法面なんです。したがって、これはですね一生涯除草等はですね、町がしなければいけない。だからこそですね、そういうものは帰属で受けてですね、金額を出して買わずにですね。帰属というのは無償なんです。無償で町に提供することを帰属という。だからそういう形で、帰属にしていくべきだということになるわけなんです。道路なんかもですね、先ほどちょっと触れましたが、すぐ横の道路法面はですね、当然帰属で受けるわけです、町がですね。そういうような状況であるわけです。したが

ってですね、この3号地については、あくまでも私は帰属でいくべきだと。単価は別としてですね。単価は無償で、そういうふうに思っております、この取得のものの金額の中にはですね、含めていくべきではない。

除外をして、それで帰属で受けていくべきだというふうに考えておりますけれども、先ほどの質問を含めてですね、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどの3号地の単価でございますけれども、これは平米当たり3,450円という形になっております。

もう一つは、先ほどの帰属で受けたらっていうところでございますけれども、先ほどから言いましたとおり、区画整理でいけば、先ほどから言います、宅地は宅地なんで、そこで単価も計算されておられます。

その造成費の単価も総額もございますので、ここだけを除くっていうわけにはいかないというところで以前から考えておまして、今までの協議のところもそういったところで協議をしていった経緯がございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第12号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第14、議案第13号、「平成27年度長与町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第13号は、総務文教常任委員会に付託します。
お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第13号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第14号、「平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第14号は、産業厚生常任委員会に付託します。
お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第14号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第15号、「平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第15号は、産業厚生常任委員会に付託します。
お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたい

と思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第16号、「平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第16号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第17号、「平成27年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第18号、「平成28年度長与町一般会計予算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

何件かですね、質問いたします。

私はね、今回の当初予算につきましてはね、今まで一般質問でいたしました質問の中の少し回答が得たいという観点からですね、少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、ページでいくと57ページですね。公共施設等総合管理の計画策定支援業務の委託ですね。これは今、特別委員会でもいろんな話題になってるわけですけど、これで778万ほど金額がついておりますが、この辺をですね、少し詳しくご説明いただきたいというのがまず1点。

それから同じ57ページで国際交流基金のは、これは存目の1千円なんですけど、この中で、この上にですね、国際交流協会に対しての220万というお金がついています。この辺についてはですね、事業内容など分かりましたらね、お願いしたいと思います、と言いますのは、これにつきましては、姉妹都市をウェザースフィールドと十何年前に結んでおるわけでございまして、その後の事業というのがね、なかなか目に見えてこない。国際交流協会の方は頑張っていらっしゃるようですけど、どのような事業をされるのかね、それについてお尋ねをします。

それから、ページの139ページですかね。橋梁の長寿命化調査委託の詳細な場所と金額、それからその下の橋梁維持補修工事の場所ですね、これについてお尋ねをいたします。

それから、いいですか、今少し、たくさんありますので、各担当の方、メモしとってくださいね。

あと説明書の14ページに、一般廃棄物の共同処理事務に伴う負担金が合計約3億511万ほどついています。これはですね、今回造った施設とですね、それから、過去、長崎県長崎市の方に委託をしておりました、この辺の経費の差がどれくらいあるのかですね、それについて少しお尋ねをします。

それから、この施設組合についてももう少しですね、内容について少し詳細な説明をいただきたい。

それからですね、同じその廃棄物の件ですけど、昨年私が一般質問いたしました第三者委員会というのはですね、この経費の中に含まれているのかいないのかをお尋ねいた

します。その廃棄物の方の3つ目の質問にいたしましては、去る2月に長与時津環境施設組合の議会があったときに、第三者委員会を設立するという私どもの同僚議員の一般質問に対しての答えがありました。私が申し上げてる第三者委員会とかけ離れたお答えであったかと、そのように答えを持っています。質問されました同僚議員もびっくりされておりました。これについてですね、その第三者委員会の経費が含まれているかどうかということをお尋ねいたします。

それから、ページの83ページ、長与町の福祉協議会、また福祉センターの方に補助金がですね、ついています。

この内容についてはね、なかなか私たちも知る余地がありません。金額を出すだけですね、金額的に5,279万ほど出ております。昨年から102万ほど、増徴してるわけですね。それについてですね、お答えをいただきたいと思います。逆に、福祉センターの方にはマイナス、64万ですか、なっています。一応この点について、お答えをいただきたい。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

それでは私の方からは、公共施設等総合管理計画の策定委託料ですね。それと、国際交流協会の事業についてご説明申し上げます。

公共施設等総合管理計画の概要につきましては先の特別委員会でご審議いただいたとおりでございます。それで、平成28年度に策定に着手をいたしまして、8年度中に策定を終えるということでございます。具体的なですね、業務といたしましてはですね。

失礼いたしました。まず、計画の準備といたしまして資料の収集整理と、まず行います。そしてその次の段階で公共施設等の実態把握、具体的に申し上げますと現地調査、ヒアリング調査、施設カルテの作成、それに基づきまして、データベースの作成を行います。そしてそれをもとに、次の段階では具体的な計画の策定へ進んでまいります。

内容といたしましては、将来更新コストの試算、公共施設等の管理状況とその評価、それと将来的なですね、活用計画、ライフサイクルコストの検討などを行いまして、具体的な計画の策定へ移っていくということになってまいります。以上の工程のですね、見込みといたしまして、778万7,000円を想定をしておるところでございます。

続きまして、国際交流協会への補助金ですね。28年度も220万円を想定をしております。その財源といたしましては、国際交流基金からの繰り入れを44万円、それと市町村振興協会からのですね、補助金を176万円をこの財源として見込んでおります。

その事業の内容といたしましては、議員ご指摘のとおり、なかなかですね、ウェザーフィールド町とは直接ですね、行き来するということはなかなか頻繁には難しいという状況でございますが、今のご時世ですので、メールなどで、やりとりをいたしまして、

実は今般、ミックンとですね、ウェザースフィールド町の、ちょっと名称忘れましてけども、赤たまねぎのですね、やはりゆるキャラがございます。それをコラボで、両町の学校施設などにおいてですね、子供たちにもですね、意識を持ってもらおうというような取り組みも考えております。国際交流協会の具体的な事業といたしましては、各種の交流事業です。これは町民の皆さんと留学生の方、もしくは町内在住の外国人の方との各種の交流事業を実施しております。それと語学講座ですね、これは毎年実施しております。あと特徴的な取り組みとして、医療通訳講座ですね、これは県下でいち早く本町が取り組んでおりまして、町外からの参加もたくさんあっておりますが、こういった形で、町内に在住する外国人の皆さんも不便なく不自由なく過ごしていただけるような環境づくりに努めてまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

139ページの橋梁長寿命化調査委託の件についてお答えいたします。

15メートル以下の橋梁につきまして4橋、嬉里郷の3橋と平木場郷内の1橋、それと道路橋の定期点検業務として31橋を予定して2,200万という形になっております。

続きまして、橋梁維持補修工事の場所ということですけど、15メートル以上の橋梁で本川内町橋の1橋、15メートル未満の橋ということで、平木場郷の1橋と岡郷の2橋を予定しております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

長与・時津環境施設組合と過年度委託していた長崎市委託費の経費の差についてですが、燃やせるごみに対しましての経費の比較といたしまして、平成28年度当初予算の中に組んでおりますクリーンパーク長与運営管理費負担金としまして1億5,668万2,000円、平成25年度の長崎市可燃物処理委託費といたしまして、2億792万1,000円、差し引き5,123万9,000円の差が出てきております。ただしこれはあくまでも燃やせるごみに対するの経費となります。

続きまして、主要な施策の内容をもう少し詳しくということですが、主要な施策の組合運営費といたしまして、2億3,810万組んどりますうちの総務一般管理費といたしまして、3,264万6,000円、時津クリーンセンター運営管理費といたしまして5,080万8,000円、クリーンパーク長与運営管理費といたしまして1億5,668万2,000円です。あと工事費等は1件の分になっております。

続きまして、第三者委員会の経費が含まれているかというご質問ですが、長与時津環境施設組合の説明では、平成28年度当初予算に計上いたしております予算の中には、第三者委員会設置に係る経費は含まれていないということを聞いております。以上です。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

長与町社会福祉協議会運営補助金につきまして、昨年度よりも102万7,000円増額になっている部分でございますけれども、これは社会福祉協議会の事務局12名分の人件費になります。増額の要因につきましては、人勸に伴う給与の引き上げの部分、それと勤勉手当が0.1月分増額となったこと、それと子供さんが生まれた方がお2人ほどいらっしゃいまして、扶養手当の方が増額というところで、合計で102万7,000円増額となっております。

それから長与町老人福祉センター運営補助金につきましては、福祉センターの運営にかかる委託料等になるんですけども、減額になった要因につきましては、修繕費の部分になります。例年、修繕費が何件か要望が上がってくるんですけども、安心安全の観点とバリアフリーの部分だけ、今回、予算を計上させていただきまして、トータル64万5,000円の減額となっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ちょっと、みんな書き取るのが大変だったものですから、書き取った分だけを少し再度質問をさせていただきたいと思います。

まずですね、公共施設の方と橋梁の方は分かりました。

あとその国際交流のですね、今後の結局、その事業についてですね。今の町長のお父さまですね、元町長がこれはもう一生懸命やって、姉妹都市というのを作られたんですね。ニューヨークの国際交流協会までわざわざ出向かれて、そして長与町とそれから類似したようなアメリカの都市がないかというのを調査された。そういう経緯があつてね。初めは行ったり来たりの往復でありますとか、講師のね、英語の先生の交流とかそういうのがあつたんですね。しかし今頃はまず、国際交流協会に丸投げって言ったらかしいけど、そういう形になりましてね。内容が私達よく把握できないんですね。ですから、これ町長の考え方としてね、今後それを続けていかれるのかどうかね、この数字に、この220万で果たして足るのかどうか。この辺についての町長の見解をまずお伺いをいたしたいということと。

それからこのごみの施設組合ですね、これについては私も質問いたしましたようにね、一酸化炭素の改ざん事件がありましてね、私個人は今の管理をしてる、この施設組合じゃなくてね、その業者については信用しておりません。前回のごみの施設組合の議会を

見ましてもね、ただ、今の現行のプランテックとコンサルの会社の改善策をその会社が出したというだけであってね、全く改善になってないと私はそういうふうに思ってるんですね。この経費がその中に入っていないということです、再度ね、これも町長についてお尋ねをしたい。

それから福祉の分ですけど、福祉協議会と福祉センターに対する補助が約5千5、6百万出てますよね。これについてもですね、私たちがその査察をしようがないという感じで、今日は副町長が理事をされてるし、この内容につきましてはね、この予算についての裏づけというのは、協議会とか福祉センターあたりで、理事とか役員の方で協議をされてこの金額を決定して、私ども長与町からの一般会計から繰り出しをしてるということですが、内容についてはね、ほとんど皆無なんです。ですからその理事とかね、そういうとこのその役員なんかもどうやって選出されてるのかなというのもあまりよく分からないしね。金額がね、2、300万であれば私たちがそう言わないんですけど、5,000万、6,000万という金額ですから、かなり、一般会計に対しても、幾らか厳しい部分が出てきますのでね。財政はあまりよくないので、この辺についての内容を、お考え方をですね、ちょっとお聞きしときたいと思います。

以上3点、お答えいただきたい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

まず1点目の国際交流につきましてですけども、議員が目になされてると思いますけども、広報等で随分詳しくですね、ウェザースフィールドについて、告知しております。

長与の町民の方にも、長与町がどういうところと国際交流をやっておるのかというような事を、私も行ってまいりましたけれども、そういったことを踏まえてですね、長与町民の方に広くですね、知っていただきたいということでございます。

そして具体的には国際交流の場でもですね、動いてもらってますけども、今担当課長が申しあげましたように、向こうとの教育委員会とも実際話をしながらですね、交流できるものは交流できるというような形でやっておりましてですね、今後もこういう形で・・・まいりたいというふうに思っております。

2点目のですね、長与・時津環境施設組合の件でございますけども、これも90日間の運転等々いたしまして、そして、改ざん事件があったことについて、どういったところが問題だったのかということの一つ一つ取り上げてまして、それを全てクリアをいたしました。

これにつきましては、長与・時津環境施設組合の中で、きっちり吟味をしていただいたわけございまして、そしてその中で、来年は、専門家を呼んで、もう少し詳しくいろんな形の話もしていただくと。これは3年に1回にやっていくというようなことございまして。そういったことで、この長与・時津環境施設組合の中で、議員の中でしっか

りともんでいただいて、こういう結論が出てるということでございます。

以上であります。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

私の方から社会福祉協議会の件でございますが、経費につきましては先ほど課長が申しましたように、人件費がほとんどでございます。

それから2点目の役員理事の選出方法、不明朗だということですが、これは、各団体からの推薦を受けて、ほとんどが選任されてるというふうに思っております。

ただ、学識経験というのが何名かいらっしゃいますけども、その方々はそういうふうなところで社協の方で選任されたんだと思いますけども、ほとんどが例えば老人クラブの代表、私の場合は副町長という立場での理事のあれと。それとか議会からの選出等々ありますので、ほとんどが、何と言いますか、その不明朗といいますか、そのちゃんとしたその各団体からの推薦に基づいて、理事として選任されてると思っております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

3回目の質問でこれで終わりなんですけどね。この施設組合につきましてはね、やっぱり施設組合自体の、私たちは関与というのは全くできないわけですね。一般質問でも随分制限された中で、私も質問させていただきました。

しかしながらこの当初予算にね、3億という金額がね、出てきたわけですから、当然使い道とか、それについて私たちは知る権利がありますね。そういうことに基づいて質問しておるんですが。

今、町長がおっしゃられた3年に1回にその特別委員会は、学識経験者を集めているんな・・・をするというんですけどそれはね、法的に義務づけられたね、特別委員会であって、私が申し上げているのは、要は今の改ざんに対してね、信頼関係がない会社、そしてその会社からね、施設組合の方にいろんなその議事録が出ましたね。改善策なんかでました。それ私全部読まさせていただきました。しかしそれはあくまでも、今その問題を起こした会社書いていることだけであって、全然その、専門的なこと言ってもね、多分私も幾つかこれ書いてきてるんですよ。専門的に申し上げてもね、そういう事務局も町長も管理者もね、ご存知ないと思うんです。ですからね、これについてはね、これだけの金額を出してるんですから、当然住民が安心安全に暮らせるような安心したね、ごみの処理場であると。焼却施設あるということね、認識できるように。もうね、岡地区の方はね、汚水処理であるとかね、・・・迷惑かかっているんですよ、臭いもしますね。ですからそういうのはですね、改善をしていただきたい。この経費にね、このこれだけの経費で・・・、是非ね、そういうことをしていただきたい。そういうことで回答

は頂かなくて結構ですから。その辺を十分に加味しながらやっていただきたいと思いません。

それから福祉のね、福祉協議会の理事とか、要は役員というのは私達が口出しするものでありませんがね、充て職であるとか、そういう方が残っておられたりね、いろんなその人事にしましても、前回私が去年、一昨年質問しました時には、要は入札問題で質問させていただいたんですよ。

それとか、人事も何かかなり多くの方を急に雇われると、そのときの、今の会長じゃありませんけどね、その会長がたくさんの方を雇われるとか。

そんなにいるのであれば補助は要らないんで、そういう幾らか採算ベースがあつてらるんであれば、うちの一般会計から出す必要ないんじゃないかなと、そういう感触も受けるんですよ。ですから、こういうことについてもね、明朗に回答ができるように、そういうことでお願いをしたいと。

そのように思います。

○議長（内村博法議員）

それでは他に質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

私も2、3点、お聞きしたいと思っております。

説明書ですね、予算に関する説明書およびまた主要な施策に関する説明書見ながら、やりたいと思っておりますけれども。

139ページの道路維持費ですね。こういうところで、測量設計委託料1,250万も出ておりますけれども、これがどういうところ1点なのか、1カ所だけなのか、あるいはちょっと私も心配して一般質問でもいたしましたけれども、斉藤地区の低住宅地域の排水の問題が、このごみ焼却施設をする時の要望事項として上がっておるということを一般質問し、測量に入るような言い方もしとったわけですけども。その部類もこれに入っておるのか、あるいはその部分がどこに入ってるのかですね、もし入ってれば、それをよろしくお聞きしたいと思っております。

次が、145ページの街路整備、たしかこれ、主要な施策を見ると西高田線みたいですけども、この金額によってどれぐらいの進捗ですね、なるのか。この金額、終わった時ですね、よろしくお聞きしたいと思っております。

次に、147ページの公園整備、これも説明書を見ると百合野公園ってなっておりますけど、児童公園ですね、どういう形できれいになっていくのか、工事の内容ですね。よろしくお聞きしたいと思っております。

あと、153ページは問題になってる、問題といいますか、この防災無線ですね。これが工事に入るわけですけども、工事の仕方を一度にぼすつとやるのか、あるいはどちらかからか寄せてやっていくのか、ちょっとその工事のあり方ですね、それをよろしく

お願いしたいと思っております。

あと167ページの上段の方の中学校の工事関係、これも主要な施策を見ると、屋内の方が長与中学校の体育館って書いてますね、床工事ですかね。これが劣化ってなってますけども、どういう状況でこういう工事、1回私も一般質問しましたけども、怪我が何かね、あったのかないんだかどうかわかりましたけども、やっぱりそういうのが発生したのかどうか、そういうのを含めながら、そういう点をちょっと質問していきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

139ページの測量設計委託の件なんですけど、これは斉藤地区の低地対策の設計委託を今3月発注して、今現在進めております。その残りが一部入ってくるかもしれませんが、そこら辺の残りが3月どこまで詰められるか、今、詰めを行ってる段階ですので、それでこの1,250万の中には、道路路面正常化調査ということで、道路の路面の平坦性とか窪みとか亀裂を再度調査を行って、数値化して補助対象に上げるための準備の調査をこれで行いたいと考えております。

あとは、北部法面の補修工事を現在進めておりますけど、その継続という形を計画しております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

145ページの西高田線の進捗状況のお尋ねでございますけれども、平成28年度、補助金の配分が満額なされると、こちらの長与の役場の前の橋からフォーレツインキャッスルの裏を通って、北陽台高校前バス停がございますけれども、そこに接道するところまでは、完了する予定ではございます。

もう一つ、147ページ、公園の整備につきましてでございますけれども、これは議員ご指摘のとおり、百合野児童公園を予定しております。今現在、百合野児童公園、ちょっと道下にはあるんですけれども、その入り口とか、古くなったトイレの改修とか、そこであと大人も利用できるような健康遊具とか、そういったところの計画は今検討してはございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

153ページの防災行政無線デジタル化工事についてお答えをいたします。

当初の工事予定といたしましては、平成27年度に15局、そして残りの50局を来年度に予定をしておりましたけれども、2週間に1回ほど工程会議を開いております。

その中で、請負業者それと施工管理、それと発注者、それとメーカーと協議をいたしまして、今年度は基本的には機器の製造、それを主にやっていただいてその納品研修ということで予定をいたしております。そして、工事の方に関しましては年度が明けまして、来年度から一気に工事を進めていくということで変更いたしております。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

167ページの屋内運動場整備工事でございますが、これ、長与中学校の体育館の整備工事になっております。議員、ご心配いただいておりますケガ等はですね、発生はしておりません。基本的に、体育館の床面がどうしても撓み等が出てきておりますので、その分を中心に工事をやらしていただくように計画たててるところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に、質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私からも少しお伺いしたいと思います。

まず、今年度の一般会計予算は、町長選挙も控えてるということで骨格予算ということでの説明がありました。

それで、歳入全般で1つ伺いたい。全般といいますか、地方交付税の関係でちょっと伺いたいんですけども、前年度並みの地方交付税の予算額を計上されてますが、いろいろ国の方の動向も含めてですね、今、地方交付税についてはトップランナー方式ということで、交付税の算定根拠が非常に変わりつつあるというふうな動きがあるということで、これが今年度、地方交付税の歳入にあたって影響を受けることがないものなのかですね。その辺をひとつお伺いしたいというふうに思います。

もう1つは、これも骨格予算で、27年度の決算がまだ終わってないという状況ですが、町長の施政方針の中にも、歳入については非常に厳しいということで、基金を取り崩して、今回も予算計上したということで、予算編成をされたということですけども。

そこで、繰越額ですね、前年度の決算の繰越額が5,000万程度計上されてますけども、27年度の繰り越しの額がまだ、はっきり決まっちゃいないと思いますが、どれくらい予想されてるのかですね、お伺いしたいというふうに思います。歳入については以上です。

歳出について伺いたいと思います。まずは、83ページの、扶助費ですね。子ども医

療費、今回、条例も提案されてますけども、子ども医療費の拡大のもとで、予算が計上されてます。1,940万8,000円。同僚議員の一般質問の中で答弁がありましたその、この子ども医療費については、いろいろ議論がされてる中で、小学校卒業までをすると約2,000万、これがその2,000万計上されているのがある。中学校卒業まですると2,900万という、これは2,900万プラスになるということなのか、その差額が900万なのかですね、その辺を伺いたいというふうに思います。

それと次に139ページ、私もその道路維持費のことで、ちょっと伺いたいと思います。同僚議員からも、主要な説明書のところの質問がされてましたけど、主要な説明書の20ページの管理課のところの道路維持費ですね。ちょっと先ほどの答弁でもありましたけども、その測量設計の中で詳細な道路を調査するというので、ただその主要な施策の説明書の中では、道路維持委託料で2,689万円ということであります。で、その費用が、いわば、工事請負費の中に含まれてるものなのか、そこがちょっと詳細に分からないもので、あくまでもこの工事費は純粋に町道の維持管理費に充てる予定なのか。これも、私も一般質問させていただいて、非常に、町道ですね、老朽化が激しいということで、約70%を超える道路が改修が必要だというふうな根拠を示していただいたんで、今年度、28年度についてはどれくらいの改修を考えていらっしゃるのか。国の補助金の付き方にもよると思うんですけども、その辺の計画があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

田中財務課長。

○財務課長（田中一之君）

先ほどご質問がございました地方交付税算定におけるトップランナー方式ですね。

こちらの導入に関してですけれども、こちらが基本方針の2015に基づいてですね、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革での他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額等に盛り込むということで、その中の1つで例えば徴収率ですね。基準財政収入額の算定に用いる徴収率なんですが、今現在全国の平均的な徴収率っていうので収入額に取りこんでおりますけれども、これが見直しをされますと、上位3分の1ですね。他の上位の自治体の徴収率が高いところ、上位の3分の1の平均の徴収率を持って基準財政収入額に算定をするというような形に変わっていくことになります。ですから、今後ですね、うちの地方交付税算定においても、このあたりは影響するものと考えございます。

もう1つ、27年度の繰り越しの額でございますが、前年度と同じ程度ですね、5億円程度予定してございます。あくまで見込みでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子ども医療費の中学生の部分につきましては、900万程度っていうことで見込んでおります。以上です。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

主要な施策のところの道路維持委託のどこなんですけど、ここには調査のみ、路面調査をあげて、維持補修については、4,000万が単純な工事舗装のやり替えとかそういう形を考えております。あと2,950万で安全安心のところと、これプラス北部法面が2,500万入って、139ページの8,600万という形になっております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

まずはその地方交付税の影響のところから、町長の見解もですね、含めて、見解といいますか、含めて、お聞きしたいと思います。

この、なかなか国の方の導入にあたっては、地方6団体の非常に懸念を示してきたという動きがあるように思います。

先ほど言うように、徴収率が上位の平均をとられて、本町の徴収率がそれより下がるとう地方交付税に影響すると。この他、いわばこの地方交付税トップランナー方式というのは自治体の行革ですね、が進められる。町が管理してる部分を民間委託にしたりだとか、そういうところで経費が抑えられてるじゃないかという自治体をモデルにして、それを全国的な平均にして、お金のかかる地方自治体の地方交付税を減らしていくというふうに意味では、地方切り捨ての政策ではないかなというふうに思うんですよね。地方創生と言いながら、こうした形で地方を切り捨てていくというふうなことはあってはならないと。地方交付税の考え方からしても、反するものだというふうに思いますんで。これ、町長是非ですね、こういう導入をストップ、やめてほしいという要請あたりを是非していただきたいという、そういうお考えがないものなのかお伺いしたいというふうに思います。

それとその町道維持補修工事費で、申し訳ないです。私がもう少し理解を深めたいのが、説明書の中の道路維持委託料ですね、2,689万円あります。2,689万円、これが単に言えば予算書の中のどこに該当するものなのか、そこを再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員お尋ねのですね、トップランナー方式というのが今提案されておりますけども、まだこれがどういう形でということで、課長が申しあげましたように、どのくらい収集能力があるのかと、税の。1つのハードルというふうに今なっておるわけでありましてけれども。まだいくつかですね、算定方式いろいろありますのでですね、そのあたりがよく私どももまだ見えてないというようなことでございます。

したがいましてですね、このあたりはちょっと静観しながら見ていくということが必要かなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

その主要な施策の道路維持管理料の2,689万というのはですね、予算書の8款2項、139ページ、その13節委託料の中の2,939万円の中に入っています。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

最後に。

了解しました。

ちょっと他の数字が、似通った数字が出てたんですね、そっちと勘違いしてた部分があったんで、その道路維持委託料については了解いたしました。

町長の先ほどの答弁ですけども。これは先ほども申しましたように、導入にあたっては6団体ですね、地方6団体、知事会、町村会、議長会ですかね、6団体がこのこういうやり方はおかしいんじゃないかという形で、かなりこう、そういう懸念、反発があったというふうに聞いております。そういう意味ではですね、そういう声を上げるにも、やはりその各町の首長がですね、そういう声を上げていかないと、その動向を景観して対応したいじゃなくて、やはりこういうことをやれると地方自治体は生き残れないという形ですね、強く申し入れるべきではないかなというふうに思うんですけども。再度、その辺の決意がないか伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど6団体とおっしゃいましたけども、私達のところに来てないんですよ。

町村会でもですね、この話は出てません。

で、今ちょっとあの、確認をいたしましたけども、やはり6団体等の話はございません。そういうことであります。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま、議題となっております議案第18号は、総務文教常任委員会に付託します。お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第18号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

場内の時計で14時25分まで休憩いたします。

(休憩 14時13分～14時25分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20、議案第19号、「平成28年度長与町駐車場特別会計予算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第19号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第19号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第19号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第20号、「平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第20号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第20号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることといたします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることと決定いたしました。

次に、日程第22、議案第21号、「平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第21号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第21号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第21号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第22号、「平成28年度長与町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第22号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第22号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第23号、「平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第23号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第23号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることといたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第23号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第24号、「平成28年度長与町水道事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第24号は、産業厚生常任委員会に付託します。お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第24号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第25号、「平成28年度長与町下水道事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第25号は、産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第25号は、会議規則第46条第

1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第26号、「平成27年度長与町一般関係補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、議案第26号、「平成27年度長与町一般会計補正予算(第5号)」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先に成立した国の平成27年度補正予算にて創設されました「地方創生加速化交付金」を活用した事業を実施するもの及び地方消費税交付金の平成27年度交付額の確定に基づいて補正するものでございます。

地方創生加速化交付金につきましては、1億総活躍社会の実現に向けて、喫緊に実施すべき対策として、地方創生の本格展開に向け、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性の高い取り組みを円滑に実施するため、補助率10分の10で措置されるもので、2月中旬に交付申請を行ったところでございます。

それにより今回の補正予算を編成いたしました。

それではその内容をご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ3,628万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を126億8,805万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

歳入の6款地方消費税交付金は、交付額が確定したことによる増額計上でございます。

13款国庫支出金では、地方創生加速化交付金として3,628万6,000円を計上をいたしました。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金を減額計上をいたしております。

続いて3ページの歳出についてご説明をいたします。

2款総務費には、地方創生加速化交付金を活用したコミュニティバス等導入事業に係る経費を計上しております。事業の内容は、地域公共交通網改善計画策定に係る経費、大学連携によるGPS機能を活用したシステム開発に係る経費、コミュニティバス等の

車両購入に係る経費、地域公共交通運行費補助に係る経費などを計上いたしております。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正では、今回の5号補正に計上した、2款総務費に係る事業につきましては、年度内の実施が困難であると見込まれるため、全額を繰越予定額としてお願いをいたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

議案の後に平成27年度長与町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照いただきご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、説明を受けました11ページですね、説明書の11ページに載っておりますけども、今、コミュニティバスに関することが説明ありましたけども、これからのここへ向かっての総合的な日程、何かわかっているならばよろしくお願ひしたいと思います。

それとはっきりと備品購入で車両購入してと出ておりますけども、何台なのかこれが出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと19節の負担金、補助金の方で、地域交通運行費補助金、運行費補助金となっておりますけども、どこへ運行費を補助出すのかその内容についてちょっと説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

加速化交付金の趣旨につきましては、町長が答弁いたしましたとおりでございます。

実は昨年この時期に先行型交付金というのがございまして、同じように3月で補正をお願いして全額繰り越しをして、今年度において実施をしているというものがございます。「地方創生加速化交付金」その名のとおりに地方創生の取り組みを加速化させるための取り組みに対しまして、国が10分の10を措置するというものでございます。非常に有利ではございますが、ただ、要件としても非常にハードルが高いものとなっております。

具体的には、自立性ですね、将来的にいつまでも行政の支援に頼っているようなものではないとなっておりますし、先駆性の具体的な内容としては、官民協働・地域間連携・政策間連携、こういった観点が盛り込まれてなければ認めないと国は明確に明言をしております。そういう中で、コミュニティバスあるいは乗り合いタクシーの導入事業というものを想定をしたというところでございます。

具体的な日程でございますが、大まかな進め方といたしましては、まず、コミュニティバスの導入支援業務を委託をいたしまして、コンサルへ委託をいたしまして、そこで現況調査、人口分布利用状況、交通空白地域の抽出等を行います。

次の段階で課題分析。これはアンケート調査、以前行っておりますが、その詳細な分析、関係者へのヒアリング、課題分析等を行います。そしてその次の段階で改善方策を検討し、実施方針を検討し、その次に地域公共交通会議の運営を実際に行っていくということになります。そして、一定地域公共交通会議の中で議論がまとまるといいますか、方向性が見えたところで、車両の購入ですね、車両につきましては、13人乗りの超小型バスの2台を想定しております。

そして、運行補助につきましては、具体的には町がバスを所有して、人を雇って運行するということは想定できません。事業者へ運行委託するということになるかと思えます。その場合バス事業者あるいはタクシー事業者への運行を補助という形を想定しております。

ただ冒頭申し上げたとおり自立性というものが求められておりますので、これにつきましては、ただだらといつまでも運行補助をするということは想定はしておりません。少なくともその補助を縮減していくということを事業の大きな目的としております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今後の総事業費といいますか、バス2台と聞きましたけども、今後これですと2台で終わるのか、あるいはそういうテストをやってから増えていってやるのか。

今後の総事業費、あるいは運行管理面を含めて年間幾らぐらいかかっていくのか、今後の先の見通しをよろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

初期投資、イニシャルコストについては、一定この加速化交付金の活用が可能であるということ想定しておりますが、やはりその後年度負担、どれくらいの運行補助がどれくらいの期間必要なのかとそういったことは、今後コンサルとともに利用需要予測とかそういった詳細な検討を加えた上で導き出したいと考えております。

ただ、28年度において一定ですね、バスの購入までこぎつけることができればと考えております。なかなか当然、利害関係者との協議等も必要になってまいりますので、この事業につきましては、中長期的な観点から腰を据えて取り組んでいく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

運行を自治体ができないので、バス事業者とかタクシー事業者とかそういう関連になっておりますけども、どこかある程度の打ち合わせとか何かそういう点をやってこれに取り組んできたのか、今からなのか、委託先ですね、その点をよろしく願います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

実はこの加速化交付金につきましては、年が明けてから説明会がございまして、実質的な検討期間というのがほぼ1カ月しかございませんでした。そういう中において内閣府ともやりとりをしながら、事業計画を立てていったということでございます。

ただ、全く白紙の状態からでは1カ月では到底無理でございまして、平成26年度に予算要求をするつもりで積算した内容がございました。これはバス事業者との一定打ち合わせ等も済ませたところで積算したものがございます。

それを踏まえまして、それと例えば近隣の自治体で実際に運行しているところがございしますので、そこにご相談といいますか、こういった課題があるのかとそういったこともお聞きしながら、短い時間ではございましたが、こういった形でまとめさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も同じ内容で伺いたいと思います。

1つは、これまでコミュニティバスの導入等々の質問をさせていただいた時に、今、団地ができていの中で、道路の造成ができてルートが一定確定したところで、地域交通会議を開くということで、非常に遅れるんじゃないかというふうな形で質問させていただいた経緯がありますが、今回、先ほどの予算の答弁の中で、28年度にビューテラス北陽台からの道路ができるんじゃないかというふうな話がありましたんで、それを踏まえての地域公共交通会議になるものなのか、それともそれ以前にこの会議が持つことが可能になったものなのか、そこら辺をひとつ。

それと町長の施政方針の中には28年度中に試験運行が可能となるよう努めていきたいということで非常にあいまいな内容になっておりますけども、最短でどれくらいできるというふうな計画を持っておられるのかですね、そこが2点目。

もう1つは、今回のこの補正予算の中身を見ますと、コミュニティバスが限定されている内容かなというふうにちょっと思ってしまうんですけども、やはり長与町の地域性を考えると乗り合いタクシーも同時に検討すべきではないかなというふうに思うんですが、その辺は今回の補正予算の中に含まれているものなのか。

この3点お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

以前からの質疑の中で基本的にバス事業者の路線バスを基本として、それを補完するものとしてコミュニティバス等を検討したいということをお願いしてまいりました。実際、ビューテラス北陽台に路線バスがどういった形で乗り入れるのかとそういったことも今の段階で明らかでない状態で今回の事業を想定したわけでございます。ですので、そうは申しましてもコミュニティバスと乗り合いタクシーは車両の定員で便宜上、名称を分けておりますが、基本的な導入への手順というのは同じでございます。ここで想定しておりますのは、13人乗りの小型バスと申し上げましたが、地域公共交通会議の議論によっては、そうではなくて、まずは乗り合いタクシーが先に導入されるということも当然あり得るところです。

ですので、できますればバス事業者に町内循環バス、以前ございましたけれども、そういう形のを再考していただけないかといったこともご相談しながら、それを補完するものとして、昨日の質疑にもございましたが、やはり急斜面地で狭隘な私どもでさえ車の運転が難しいようなところですね。実際に外出に困難をきたしているという地域がございますので、そういったところが優先順位としては高くなるのかもしれませんが、いずれにしてもその困窮度もしくは利用需要予測を踏まえまして、バスが先かタクシーが先かということは今の段階では特に申し上げられませんが、検討してまいりたいというところでございます。

最短でいつごろになるのかというご質問ですが、バスの購入経費までここで一応想定をしております。10分の10という非常に有利なものでございます。ただ、そこまでたどり着ければ、私はもう上出来だというふうに考えております。場合によっては、車両の購入までこぎつけられない可能性もございます。それはそれとして、当然これは検討していくということを従前から申し上げておりましたので、それはそれとして、今後も進めていくというところでございます。

ですので、あと乗り合いタクシーの可能性につきましては、先ほど申し上げたとおりどちらが先になるか、それは、今後の検討により左右されるというところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。

それでひとつ予算はついたけども、こういう状況、いろんなハードルを乗り越えてからの実施だということなんで、この地方創生加速化交付金等々は、これは仮に事業が何年度までにできないと返還があるものなのかなのか。

そういうのは具体的にあるのか、ちょっとそこだけお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

内閣府の説明会に行ってみましたが、国の説明としては、地域活性化策がさんざんこれまでも検討し尽くされてるはずでしょうと、それでもなかなか実現しなかったというのがあるはずだと。それは隘路にはまったり、いろんな利害調整がうまくいかなかったりというようなことがあるでしょうと。それを加速化交付金を使って打開してくれとお願いとそういった言い方をしております。

これがどういうことかと申し上げますと、一定、私共はバスの購入、その後の運行と経費の補填まで想定をしておりますが、結果的にバスの購入にいたらなかったとしてもですね、それはもう事業が成立しなかったとして、返してくれということはないということもおっしゃってございました。

要は、事業の成熟度によって成果を判断はしないと、ただ腰を据えて複数年度でやって欲しい、逆にそういった言い方もされております。

実は、これは10分の10という非常に有利なやつは今回、限定でございます。

新年度においては、新型交付金というものが、今、国会で審議されている予算の中に含まれてるんですが、それは10分の5となります。ただ、ハードルが高いというのは「なし」です。後に行くほどハードルが高くなっております。ですから今回のこの事業も3月の中旬から下旬にかけて、決定されるということですが、楽観を許さないというところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今の所管のご説明をお聞きしますと、この予算は流用も可能だというふうに理解してよろしいんですかね。

それと、例えば、今からこの予算でコミュニティバスなり乗り合いタクシーなりするとなった場合には、道路運送法の元での運行という形で理解してよろしいですか。

ちょっと大きな意味がありますので、慎重にお答えをお願いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

流用の可能性でございますが、大きな流用につきましては、K P I 等の変更がないような軽微なやつについては、非常に簡単に流用ができます。

ただその場合についても、内閣府との事前の相談が必要になってまいります。

ただ、全国どこも1カ月という短い中で事業を構築しておりますので、国も一定、流用があることは想定をしてくれているようでございます。

それと実際の運行が始まった後の位置づけでございますが、先ほどから申し上げている地域公共交通会議というのは、道路運送法の規定による公共交通会議でございますので、運輸支局などの参画も得まして正式に開催するものでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

とりあえず予算をいただいといて、後で色々決めていこうかなと運営の母体、運営の方式云々ですね、それに対してのやり方はまた別途協議という形ですね、そう理解してよろしいんですか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

今回の予算につきましては、私も一般質問でコミュニティバスというのを随分推奨しておりましたので、大変うれしい限りでございます。

ただ、加速化交付金というのは、私どもの長与町コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト、平成29年には本町、長与町中心部にイオンタウン300人程度の雇用見込みと数年後には徳洲会病院が建設されることとなっており、町内公共ネットワークの整備を核とした施策を行うと。

これで県内で45、そして単独の申請としては21が出てるわけなんですね。

確かにこれは嬉しいことなんですけど、時津町とかいろんなところを見ますと、まだ、他の多くの重要課題が山積されてるように思うんですが、ちょっと私の一般質問と逆行するような質問でございますけど、この選択肢をされたっていうのは、今、長与町で1

番重要な施策だとそういうふうを考えて申請をされたのかどうか、町長のご意見をお聞かせいただきたい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃるとおり私どもも、執行側もコミュニティバスの運行につきましては、以前もご提案に対して、させていただいて出したこともあるんですけども、その時はまだ、運行のどういう場所をどう回っていくかといったようなことも、よくまだはつきりした形のものが出てなかったということが1つありましたし、そしてまた、今度は榎の鼻ができた後にそういった結節点になるべく地域が出来るんで、そこを中心に考えたらどうだろうかと申し上げておりましたけれども、そういう中でこういった地方創生加速化交付金という話が出たものですから、それならとにかく今、課題になっているコミュニティバスについて、やってみようじゃないかというようなことで提案をさせていただいているようなことでございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

そうですね、私もさっき言ったように逆行するような形なんですけど、コミュニティバスが始めの最重要課題のかなというちょっとクエスチョンがあります。

といいますのは、私どもは党の方で勉強会がありまして、このプロジェクトにつきましては、加速化交付金の勉強会もさせていただいております。

他の町は、違う方向で創生型のつくりの事業をやってるわけです。

ただ、うちの方はコミュニティバスということで申請が上がっておりましたので、私が言ってよかったなという気持ちがあります反面、最重要課題がもう少し町内で論議されてしかるべきではないのかなという感じもいたしました。

また、この3,628万ですか、県の総予算が大体10億3,300万ですから、かなりの数字が入ってますが、あくまでもコミュニティバスを運営するというのは、私の試算でいけば最低でも5,000万から8,000万いるというわけですね。

そうしますと次のハードルというのが大変高くなると思います。

これについて先ほども質問もあつたようでございますけど、現実化できるかどうか、これは町長の今からの企画と今からの度量だと思っているんですが、その辺の決意をひとつここで発表いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃるようになりますね、努力をして参りたいとそのように思っております。

す。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第26号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第26号は、3月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第28、議案第27号、「長与町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について」

日程第29、議案第28号、「長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

ただいま、一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第27号と第28号につきまして、提案理由をご説明をいたします。

初めに議案第27号「長与町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任」につきまして、ご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員に欠員が出たことに伴い、地方税法第423条第4項の規定によりまして、前任者の残任期間の平成28年4月30日まで、補欠委員の選任が必要となり宮崎安枝氏を委員としてお願いしたく同条第3項の規定によりご提案を申し上げる次第でございます。

次に、議案第28号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

先に提案いたしました宮崎安枝氏につきまして、補欠委員の任期満了後も引き続きの選任をお願いしたく地方税法第423条第3項の規定によりご提案を申し上げる次第でございます。

宮崎氏は嬉里郷に居住され、宅地建設取引主任士、管理業務主任者の資格をお持ちで、長与町内の不動産事業所に勤務をされておられます。

町内の状況もよく把握されていることから、固定資産評価審査委員として適任であると確信をいたしておりますので、議会のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

まず、議案第27号について、

質疑はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

2日の日にこの関係の議案が取り下げられまして、今日また上程されたわけですが、人事案件に関しては、その質疑というのは、基本余り行われていないようなんですが。

ここでたまたまこういうことになったので、お聞きしたいのが、2日そして本日7日ですが、適任であるということで選出をされたということですが、その時の選任の方法というんですか、この方というふうに決まった経緯ですね、そういうものが基準とかあるのかもしれないですけど、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田収納推進課長。

○収納推進課長（帯田俊文君）

お答えいたします。

この議題としては、6人ほど選出いたしました。学識経験者をですね。

それで女性の学識委員がいらっしやらないということですので、女性の方から選ばせていただきました。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

わかりました。

もう1点、補欠委員ということで選任をされておられますけれども、それは、次の議案の委員の選任という所にかかわっての補欠委員だと思うんですが、急遽こういうふうな事態になったわけですが、今後のことを考えて、2人、もう1人ぐらい補欠委員を選任しておくということではないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

地方税法で3名以上と委員が決まってるものですから、できれば4名いたらそれこそ補欠がすぐ決まるんですけど、今回は、ちょうど議会中に欠けたということで、その前

の委員さんの残りの期間、それをまず補欠の委員さんを選んで議会の同意をもらって、その後にもまた議会中で、その後の任期の分をまた同意をもらうということで上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について、質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっています議案第27号、議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、議案第28号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第28、議案第27号、「長与町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

これから、議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第29、議案第28号、「長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

次に日程第30、発委第1号、「長与町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

饗庭議会運営委員長。

○5番（饗庭敦子議員）

発委第1号、「長与町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明をいたします。

このたびの改正は、平成27年第4回定例会におきまして議決されました「長与町部設置条例の一部を改正する条例」が平成28年4月1日に施行されることに伴い、条例改正の必要が生じたため、本委員会条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条、第1号、イにつきまして、「イ 企画振興部の所管に関する事項（商工観光に関する事項を除く）」を「イ 企画財政部の所管に関する事項」に改め、第2条、第2号、アでは、「ア 建設部の所管に関する事項」を「ア 建設産業部の所管に関する事項」に改め、第2条、第2号、エ及びオでは、「エ 企画振興部の所管する商工観光に関する事項」を「エ 住民福祉部の所管に関する事項」に改め、「オ 生活福祉部の所管に関する事項」を、「オ 健康保険部の所管に関する事項」にそれぞれ改正するものであります。

本委員会条例の施行は、平成28年4月1日といたしております。

以上が本議案の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、発委第1号、「長与町議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 15時10分)